



甘日市市
国際化・多文化共生推進プラン

令和5（2023）年3月

ちょうどいい、みつけた。

甘日市市

はつかいちし

はじめに



日本に在留する外国人は、人数が増加し続けています。これは、私たちを取り巻く社会環境が、人口減少や少子超高齢化の進展などの変化をしてきたことによるものと考えられているからです。令和4（2022）年6月末現在の在留外国人数は約296万2千人で、この10年間でおよそ1.5倍になり、今後もこうした傾向は続くものと予想されています。

このような中で、外国人の受入れと共生社会づくりは、重要な課題になっております。

本市では、現状及び地域の特性を考慮した上で、国際化施策を総合的・計画的に推進するための理念、目標及び施策の方向性を明らかにした「廿日市市国際化推進指針」を平成25（2013）年に策定して、多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくりを進めてきました。

この「廿日市市国際化・多文化共生推進プラン」は、国際化推進指針によるこれまでの取組を振り返りつつ、本市が直面している社会状況を踏まえ、国際交流・国際協力・多文化共生をさらに推進するための施策を示しております。今後は、市内いずれの地域においても、外国人住民と日本人住民がつながり、グローバル化や地域活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

多様な主体が関わり、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

終わりに、このプランの策定に当たり実施しました各種調査にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました廿日市市議会や廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会の委員の皆様など、プランの策定にご協力いただきました方々に心からお礼を申し上げます。

令和5（2023）年3月

廿日市市長 松本太郎

目 次

第1章 プランの概要	1
1 策定の趣旨-----	1
2 プランの位置付け等-----	2
第2章 社会情勢の変化と多文化共生施策の変遷	3
1 社会情勢の変化-----	3
2 多文化共生施策の変遷-----	5
第3章 廿日市市における現状	6
1 外国人住民についての現状-----	6
2 調査結果-----	11
3 前指針の評価-----	33
第4章 国際化・多文化共生推進の基本的な考え方	49
1 基本理念-----	49
2 基本目標と基本施策-----	49
3 体系図-----	51
第5章 国際化・多文化共生推進施策の展開	52
基本目標1 コミュニケーション支援-----	52
基本目標2 生活支援-----	56
基本目標3 国際化・多文化共生の地域づくり-----	63
基本目標4 世界とつながるまちづくり-----	65
第6章 プランの推進	68
1 推進体制-----	68
2 進行管理-----	69

1 プラン策定の経過-----	70
2 廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会-----	71
3 在留資格一覧-----	72
4 用語解説-----	76

第1章 プランの概要

1 策定の趣旨

日本は、外国人留学生や技能実習生を受け入れるとする国の方針のほか、グローバル化の進展により、在留する外国人が増加してきました。そして、国内の少子高齢化による人手不足を背景に、平成30（2018）年12月には「出入国管理及び難民認定法（昭和26（1951）年政令第319号）」が改正され、外国人が労働目的で日本に在留することも可能になりました。一方、インターネットの普及で日本の情報が海外に広まり、日本への関心が高まったことなどで、日本を訪れる外国人観光客など日本に滞在する外国人も大幅に増加しています。また、令和元（2019）年6月には、日本で暮らす外国人が日常生活を円滑に営むことができる環境を整え、共生社会の実現などに導くための「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、国は、この法律に基づき策定した日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針において、地域の状況に応じた外国人への日本語教育を地方公共団体の責務として定められました。

さらには、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定されて以後、順次改訂を行って拡充を図られるなど、外国人の受入れと共生社会づくりに取り組んでいくことを踏まえて、令和2（2020）年9月には、平成18（2006）年3月に策定された「地域における多文化共生推進プラン」を改訂されました。これに伴い、外国人住民の増加・多国籍化や在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化を踏まえた、多文化共生施策の推進を求めているところです。

本市では、平成5（1993）年に「廿日市市国際化推進計画」を策定し、総合的・計画的に国際化施策を推進していましたが、平成15（2003）年及び平成17（2005）年の2度の合併による市域の拡大や外国人住民及び外国人観光客の増加など、地域を取り巻く状況が変化し、また、国の「地域における多文化共生の推進」の方針を受け、平成25（2013）年に「廿日市市国際化推進指針」を策定し、「国際交流」と「国際協力」に加え、「多文化共生」を推進してきました。

この間、平成6（1994）年3月末に431人だった本市の外国人住民の人口は、平成25（2013）年3月末には949人に、令和5（2023）年3月末には1,443人になり、最近の新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、基本的にその数は増加傾向にあります。そして、近年の国による外国人受入れ施策の拡大により、今後も増加していくことが予想されます。

このような中、変化を続ける時代の流れを読み、市民一人ひとりがグローバルな視野を持ち、尊重されるよう、外国人と日本人が交わり、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら共生する社会を実現するため、「廿日市市国際化推進指針」を全面改定し、新たに「廿日市市国際化・多文化共生推進プラン」を策定することにしました。

2 プランの位置付け等

本プランは、本市が「国際交流」及び「国際協力」を推進するために策定した計画であるとともに、「地域における多文化共生」を推進するため、国の「地域における多文化共生推進プラン（改訂）（令和2（2020）年9月10日付け総行国第100号総務省自治行政局国際室長通知別紙）」を参照し、本市の実情を踏まえて策定した「多文化共生の推進に関する指針・計画」です。

また、本市の上位計画である「廿日市市総合計画」の方向性に沿った内容にし、他の関連計画等との連携を図るとともに、本市におけるあらゆる分野の施策の実施に活用されるものにします。なお、本プランでは「日本国籍のない人」を外国人としてとらえ、本プランの対象にしている外国人は、技能実習や留学など特定の活動により、在留期間が比較的短期になる場合から、永住者や定住者など、在留期間が中長期になる場合までの外国人住民だけでなく、観光やビジネス、親族訪問など一時的に滞在する外国人もとらえています。

さらには、平成27（2015）年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、国際社会全体が取り組むべき普遍的な目標になっており、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。国際化・多文化共生社会の実現に向けた施策はSDGsの達成にもつながることから、本プランもこのSDGsを意識して策定しています。



なお、今後の社会経済情勢等の変化のほか、国・県における外国人に関連する施策の動向や廿日市市総合計画をはじめとする本市の関連計画等の策定・改定の状況によっては、本プランを見直すこともあります。

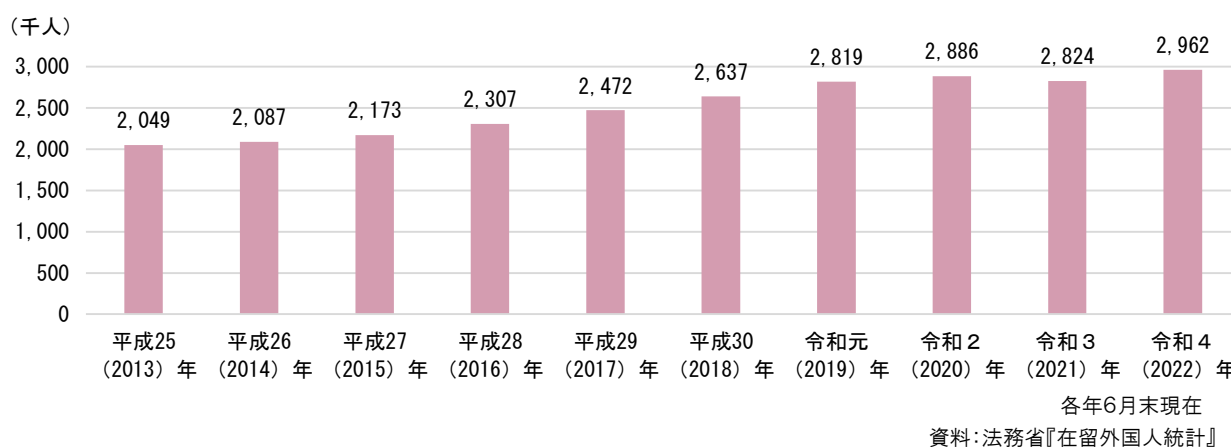
第2章 社会情勢の変化と多文化共生施策の変遷

1 社会情勢の変化

(1) 在留外国人の増加・多国籍化

昭和 60（1985）年頃から大幅に増加した日本における在留外国人は、平成 20（2008）年に発生したリーマン・ショックの影響で一時は減少したものの、その後は再び増加傾向になり、近年も増加し続けています。しかし、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、減少に転じています。その後、令和 4（2022）年 10 月の入国制限の緩和等によって、再び増加傾向になっています。

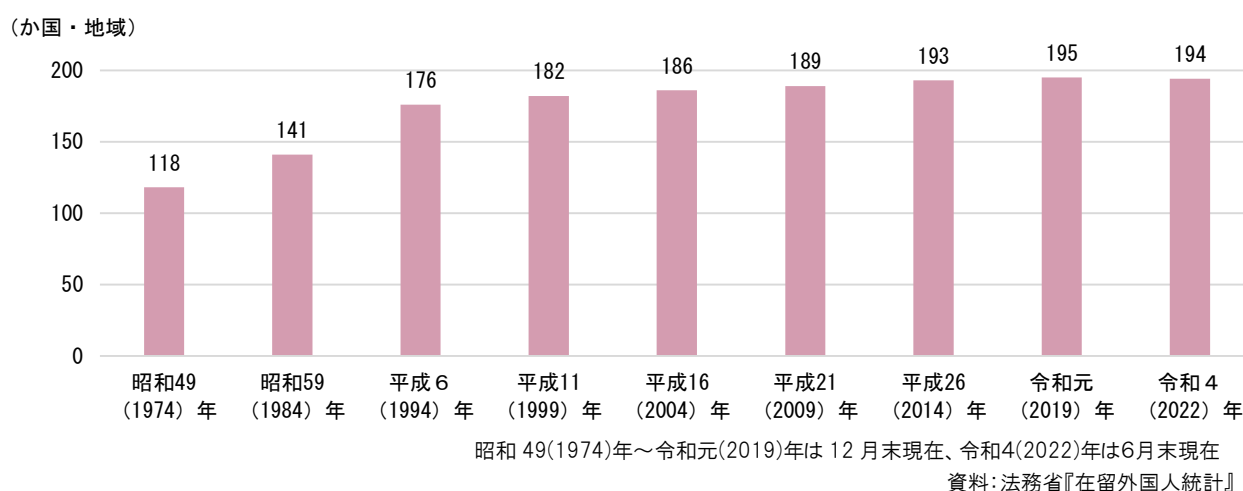
【日本の在留外国人数の推移（図）】



また、無国籍を除いた国籍・地域別では、昭和 49（1974）年は 118 か国・地域であったのが、平成 6（1994）年には 176 か国・地域、平成 26（2014）年には 193 か国・地域と多国籍化も進展しています。

近年は高止まりしており、直近の令和 4（2022）年 6 月末現在で 194 か国・地域になっています。

【日本の在留外国人に係る国籍・地域数の推移（図）】



(2)「特定技能」の創設

日本では、人口減少や高齢化の進行により、地域経済を支える人手不足が深刻化しているといわれています。

そうした中、平成 30（2018）年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、平成 31（2019）年 4 月には、新しい在留資格「特定技能」が創設されました。

【特定技能による受入れの対象分野】

特定産業分野	
・介護分野	・自動車整備分野
・ビルクリーニング分野	・航空分野
・素形材産業分野	・宿泊分野
・産業機械製造業分野	・農業分野
・電気・電子情報関連産業分野	・漁業分野
・建設分野	・飲食料品製造業分野
・造船・船用工業分野	・外食業分野

※特定技能2号では「建設分野」と「造船・船用工業分野」のみが受入れ対象

※資料：出入国在留管理庁『特定技能ガイドブック』

(3)多様性と包摂性のある社会の実現

近年、様々な分野において、「多様性（ダイバーシティ）」の視点の重要性が指摘されており、国際社会においては、当然の権利として確立しています。日本でも、多様性の推進を政策課題として、担当部署の設置や条例制定、計画策定などに取り組む地方公共団体も見られます。

また、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、国では「SDGs 実施指針」を定められ、この中であらゆる人々が活躍する社会が優先課題の分野の 1 つにされています。その上で、優先課題に取り組むに当たっては、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性（インクルージョン）」が、主要原則の 1 つとして、分野を問わず適用することにされています。

(4)デジタル化の進展

世界的に急速なデジタル革命（第 4 次産業革命）が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT 技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されています。

特に、日本ではおおむね 1 人が 1 台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリをはじめとする新たなサービスの普及が進展しつつあります。

(5) 気象災害の激甚化等

近年、大雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発するなど、気象災害が激甚化しており、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されています。また、「南海トラフ地震」や「首都直下地震」など、今後30年以内に強い揺れや高い津波が発生する恐れのある地震が、高い確率で発生することが予想されています。

これに伴い、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、国では防災・気象情報の多言語化を推進されています。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症による影響は、広範囲かつ長期にわたっており、世界の社会経済に波及しています。日本の在留外国人においては、出国制限により帰国困難になったり、景気後退に伴う解雇により生活困窮に陥ったりするなどの影響が見られました。

こうした中、国では新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、持続可能な社会経済の実現を目指す方針を示されています。

2 多文化共生施策の変遷

国においては、平成18(2006)年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定して以後、就労・生活する外国人を社会の一員として受け入れ、日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できるような環境を整備するため、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策(平成18(2006)年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定)その他の計画等を策定し、外国人との共生に係る施策等を実施されています。また、在留資格「特定技能」の創設を踏まえて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30(2018)年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を策定し、以後は毎年度この総合的対応策を拡充して、多文化共生に資する施策を実施されています。

一方、地方公共団体においては、平成18(2006)年3月に国が「地域における多文化共生推進プラン」を策定された以後、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定する動きが進み、都道府県及び指定都市ではすべてが、また、指定都市を除く市では75%がこれを策定して、多文化共生を推進する施策が実施されています。

【多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(表)】

単位: 団体

回答	都道府県		市(指定都市除く)	
策定している	47	(100%)	577	(75%)
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	19	(40%)	103	(13%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	17	(36%)	52	(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	11	(23%)	422	(55%)
策定していない	0	(0%)	195	(25%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	0	(0%)	29	(4%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0	(0%)	166	(22%)

令和4(2022)年4月1日現在

資料: 総務省『地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況』

第3章 廿日市市における現状

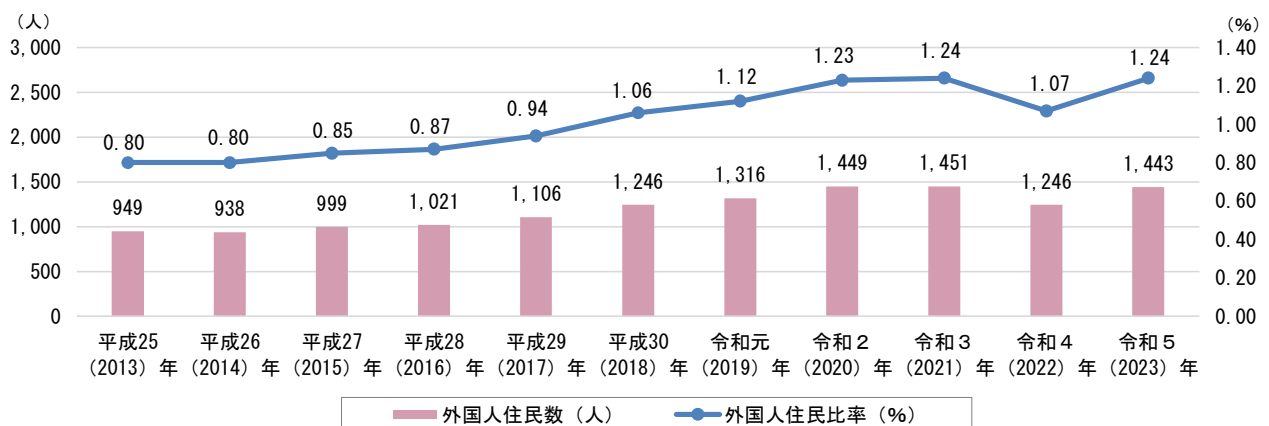
1 外国人住民についての現状

(1)外国人住民数

近年、本市の外国人住民は増加傾向にあり、平成29（2017）年度の途中に人口の1%を超えました。しかし、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、令和3年（2021）年からは減少に転じました。

なお、令和4（2022）年10月の入国制限の緩和等によって再び増加傾向になり、令和5（2023）年3月末現在で1,443人になっています。

【廿日市市の外国人住民数の推移（図）】

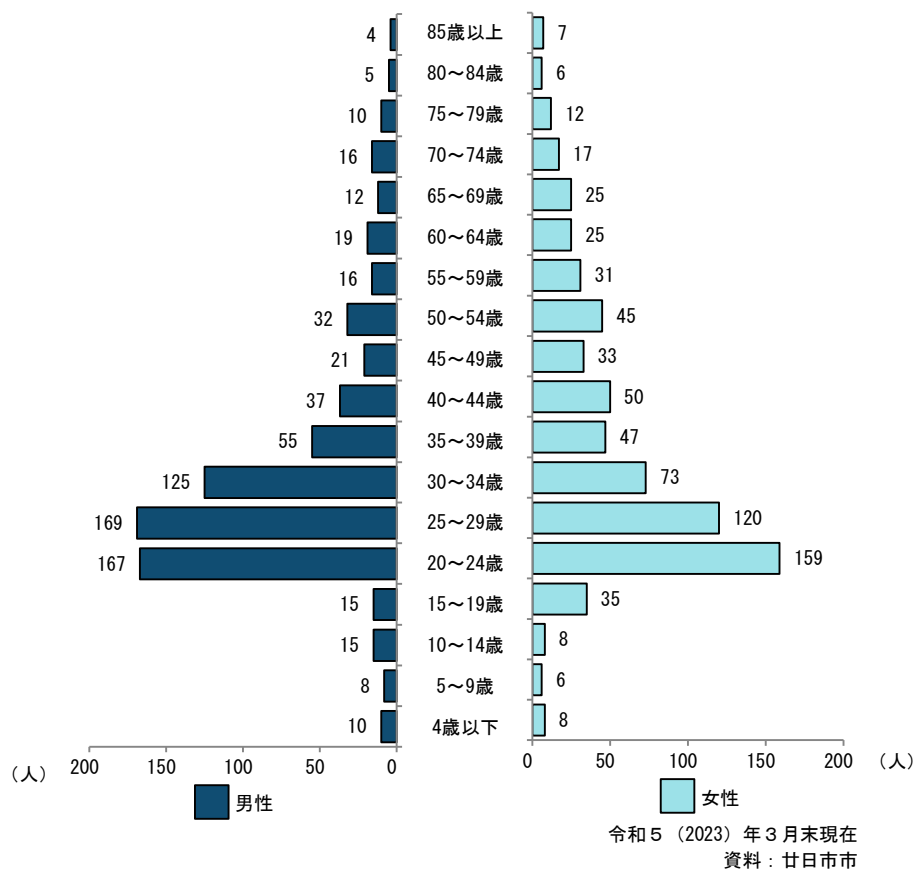


各年3月末現在
資料：廿日市市

(2)年齢別分布

本市の外国人住民の年齢別分布を見ると、令和5（2023）年3月末現在で男女ともに20歳台の外国人住民が最も多く、男性では20歳台後半が多い一方、女性では20歳台前半が多くなっています。

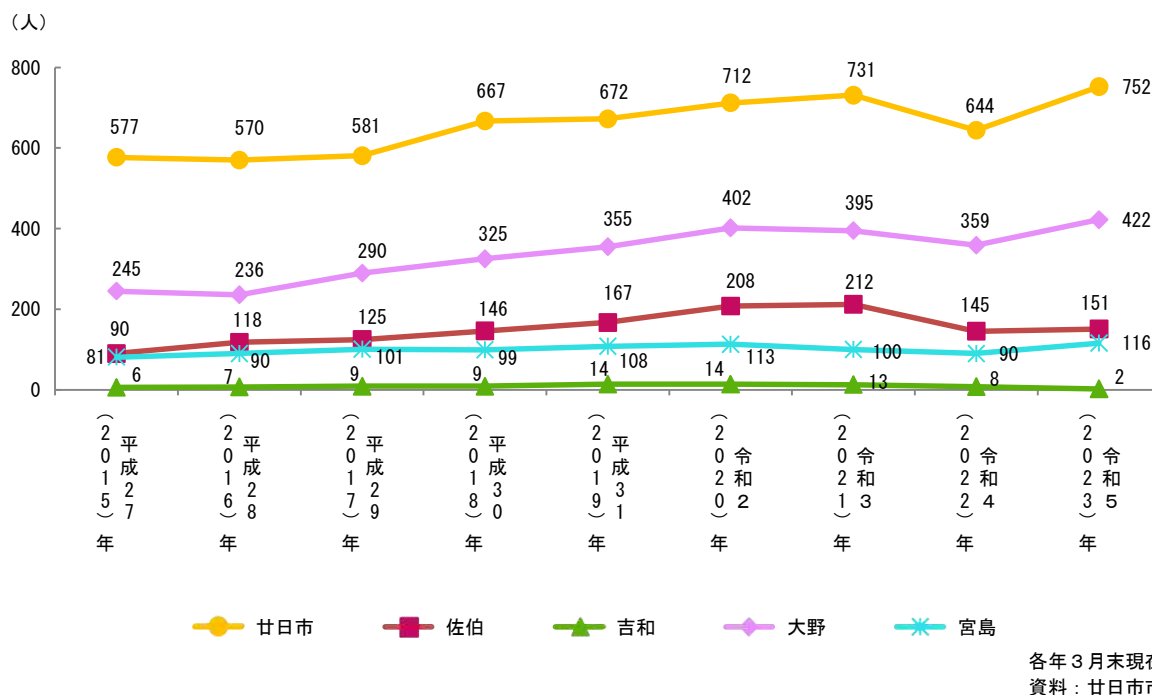
【甘日市市の外国人住民数の年齢別分布（図）】



(3)地域別外国人住民数

近年の本市の外国人住民を地域別に見ると、吉和地域と宮島地域では横ばいで推移しており、その他の地域では増加傾向にあります。また、廿日市地域では外国人住民が他の地域と比べて最も多くなっています。

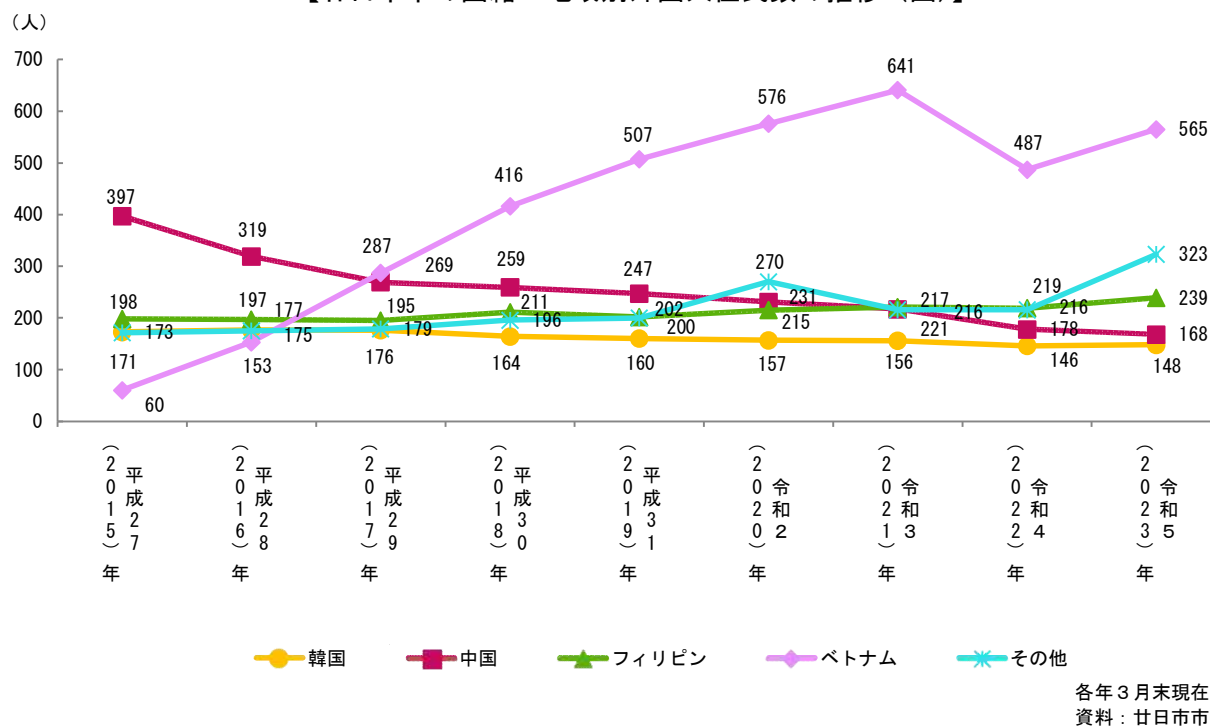
【廿日市市の地域別外国人住民数の推移（図）】



(4)国籍・地域別外国人住民数

近年の本市の外国人住民を国籍・地域別に見ると、ベトナム国籍の住民が大幅に増加しています。

【廿日市市の国籍・地域別外国人住民数の推移（図）】



(5)在留資格別外国人住民数

本市の外国人住民を在留資格別に見ると、令和5（2023）年3月末現在で「技能実習」が最も多く、次いで「永住者」になっています。

【廿日市市の在留資格別外国人住民数の推移（表）】

単位：人

在留資格	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年
外交	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教授	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸術	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗教	8	9	9	9	6	5	6	5	4
報道	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高度専門職	0	0	0	0	0	0	2	2	2
経営・管理	0	1	3	2	2	2	2	3	3
法律・会計業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療	0	0	1	1	0	0	0	0	0
研究	0	0	1	1	1	1	0	0	0
教育	6	7	7	4	8	9	8	11	12
技術・人文知識・ 国際業務	23	23	35	33	57	60	52	52	52
企業内転勤	0	3	2	2	1	12	3	0	0
介護	0	0	0	0	0	0	0	1	2
興行	6	6	7	9	8	6	2	2	2
技能	7	7	2	9	6	9	9	8	10
特定技能	0	0	0	0	0	4	32	93	206
技能実習	383	390	482	585	653	727	635	361	500
文化活動	0	0	0	0	0	0	0	0	2
短期滞在	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留学	5	6	4	2	4	5	6	6	15
研修	0	2	0	1	0	1	0	0	0
家族滞在	9	13	11	20	20	27	28	26	29
特定活動	6	10	9	16	17	13	112	125	39
永住者	288	283	280	308	311	333	328	327	321
特別永住者	168	169	164	155	144	140	139	133	132
日本人の 配偶者	41	51	52	53	40	46	46	40	54
永住者の 配偶者等	8	8	7	7	7	6	4	6	11
定住者	40	32	29	28	29	42	36	44	46
在留資格なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	999	1,021	1,106	1,246	1,315	1,449	1,451	1,246	1,443

各年3月末現在
資料：廿日市市

(6) 廿日市市立小・中学校の外国人児童生徒数

近年の廿日市市立小学校・中学校における外国人児童生徒数の推移は、次のとおりです。

【廿日市市立小学校の国籍別外国人児童数の推移（表）】

単位：人

国籍	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年
韓国	1	0	3	3	5	5	4	3
中国	1	1	1	3	5	5	5	5
ネパール	0	0	0	0	0	2	0	0
フィリピン	9	5	5	6	6	4	5	5
ベトナム	0	0	0	0	0	2	2	2
コロンビア	0	0	0	0	0	1	1	1
ブラジル	1	1	1	1	1	1	1	1
ペルー	1	1	1	1	1	0	0	0
合計	13	8	11	14	18	20	18	17

各年3月末現在
資料：廿日市市

【廿日市市立中学校の国籍別外国人生徒数の推移（表）】

単位：人

国籍	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年
韓国	0	1	1	1	2	2	2	1
中国	1	1	1	0	1	2	2	2
フィリピン	8	10	9	8	7	6	5	5
コロンビア	0	0	0	0	0	1	1	1
ブラジル	2	1	0	0	0	1	1	1
ペルー	0	0	0	0	0	1	1	1
合計	11	13	11	9	10	13	12	11

各年3月末現在
資料：廿日市市

2 調査結果

(1)国際化・多文化共生に関するアンケート

本プランを策定するに当たり、廿日市市に在住している外国人住民・日本人住民を対象に、現状や課題等を把握するためのアンケート調査を行いました。

ア 調査概要

項目	外国人住民アンケート	日本人住民アンケート
調査対象	廿日市市に住んでいる満 18 歳以上の外国人住民(特別永住者を除く。)で、無作為抽出した 1,000 人。	廿日市市に住んでいる満 18 歳以上の日本人住民で、地域ごとに無作為抽出した 1,000 人。
調査期間	令和3(2021)年9月 14 日(火)～令和3(2021)年9月 30 日(木)	
調査方法	郵送配付・郵送回収によるアンケート調査	

イ 調査回収結果

調査区分	発送数	回収数	回収率
外国人住民	1,000 件	214 件	21.4%
日本人住民	1,000 件	401 件	40.1%

ウ 調査結果

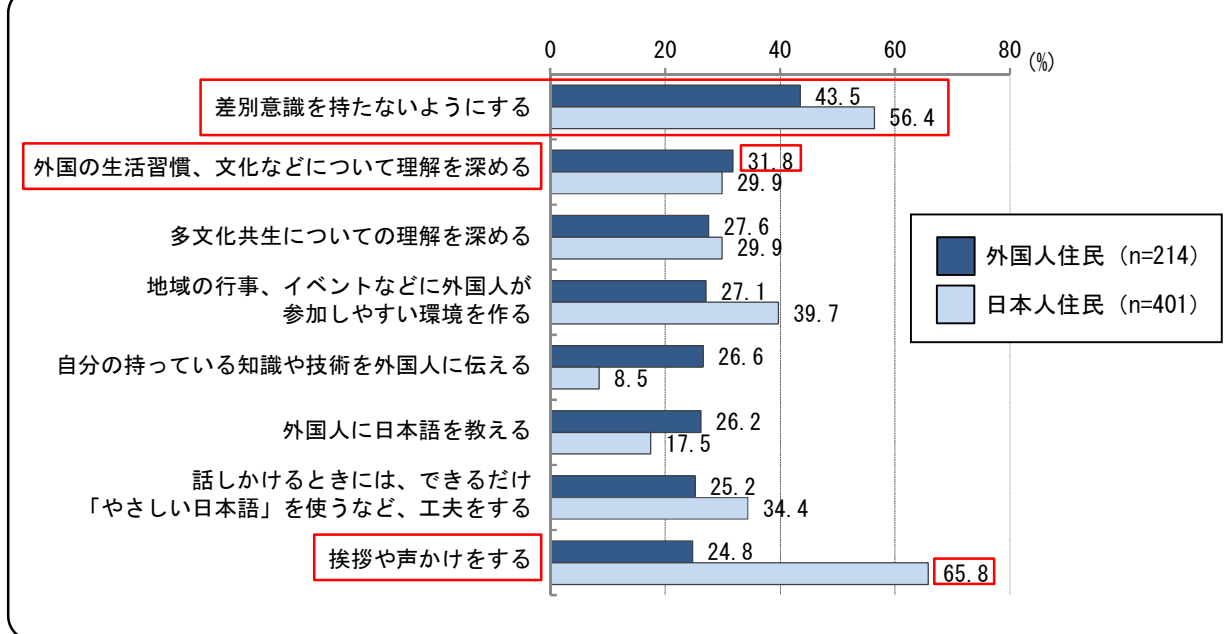
(ア)外国人住民アンケート

a 暮らし・つきあい（外国人住民との共生）について

外国人住民の「日本人住民にしてほしいこと」について、「差別意識を持たないようにする」(43.5%)が最も高く、次いで「外国の生活習慣、文化などについて理解を深める」(31.8%)になっています。

なお、日本人住民アンケートで「日本人住民に必要なこと」を尋ねると、「挨拶や声かけをする」(65.8%)が最も高く、次いで「差別意識を持たないようにする」(56.4%)になっています。

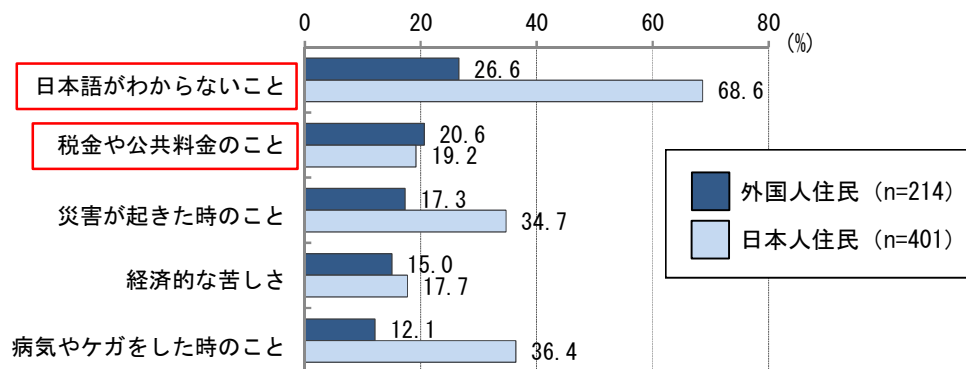
○日本人住民にしてほしいこと（回答者種別_上位8位）



外国人住民の「生活で困ったことや不安なこと」について、「日本語がわからないこと」(26.6%)が最も高く、次いで「税金や公共料金のこと」(20.6%)になっており、「税金や公共料金のこと」は日本人住民が思っている以上に、外国人住民の困りごとになっています。

また、外国人住民について居住年数別に見ると、10年以上では「特にない」(10年～19年：35.1%・20年以上：43.2%)が4割前後で高くなっています。

○生活で困ったことや不安なこと（回答者種別_上位5位）



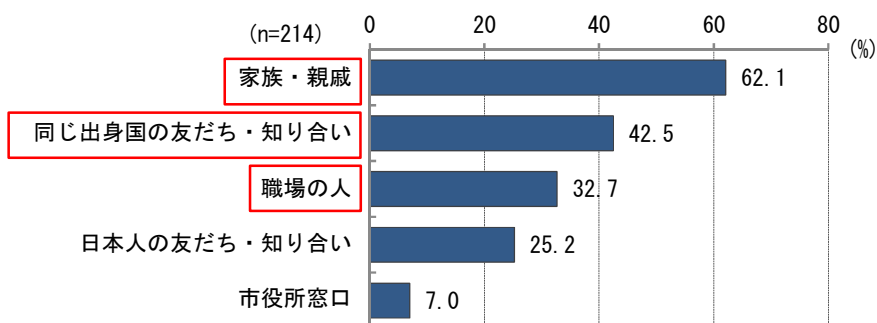
○生活で困ったことや不安なこと（外国人住民）（居住年数別_上位5位+排他選択肢）

		(%)					
		日本語がわからない	税金や公共料金のこと	災害が起きたときの対応	経済的に苦しい	病気やケガをしたときの	特にない
全体 (n=214)		26.6	20.6	17.3	15.0	12.1	31.3
居住年数別	1年未満 (n=12)	58.3	33.3	8.3	8.3	16.7	25.0
	1年～3年 (n=77)	33.8	20.8	15.6	18.2	11.7	29.9
	4年～6年 (n=32)	28.1	21.9	28.1	12.5	18.8	25.0
	7年～9年 (n=12)	33.3	41.7	33.3	8.3	16.7	8.3
	10年～19年 (n=37)	8.1	10.8	8.1	18.9	10.8	35.1
	20年以上 (n=44)	18.2	18.2	18.2	11.4	6.8	43.2

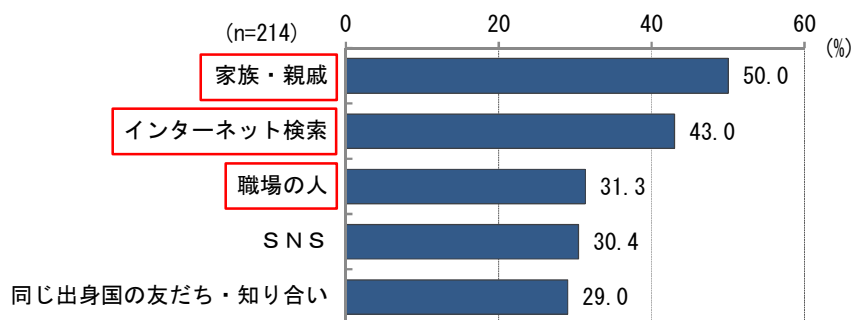
1位 (pink) 2位 (orange) 3位 (purple)

外国人住民の「困ったときの相談先」について、「家族・親戚」(62.1%)が最も高く、次いで「同じ出身国の友だち・知り合い」(42.5%)、「職場の人」(32.7%)になっており、「生活に必要な情報の入手先」も同様に、「家族・親戚」(50.0%)や「職場の人」(31.3%)が高くなっています。また、その他の情報収集方法として、「インターネット検索」(43.0%)が高くなっています。

○困ったときの相談先（上位5位）



○生活に必要な情報の入手先（上位5位）



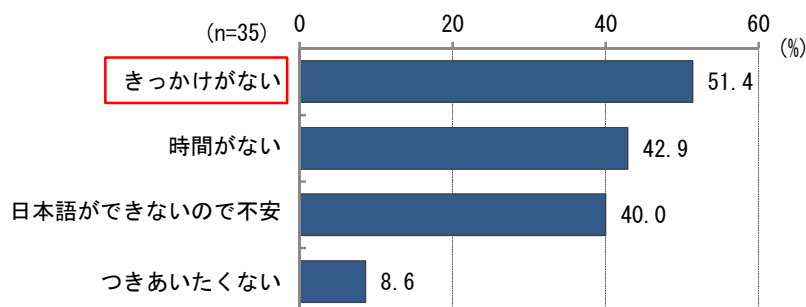
外国人住民の「つきあいの状況」について、「近所の人とあいさつをする」(61.7%)が最も高くなっています。また、「つきあいはない」が若年層(18~29歳:28.4%)・居住年数の短い人(1年未満:41.7%)で高くなっており、「つきあいのない理由」は、「きっかけがない」(51.4%)が最も高くなっています。

○つきあいの状況 (年齢別・居住年数別※どちらも上位3位+排他選択肢)

		(%)						(%)			
		近所の人とあいさつをする	同じ会社の人と親しくしている	町内会・自治会・防犯活動などに参加している	つきあいはない			近所の人とあいさつをする	同じ会社の人と親しくしている	町内会・自治会・防犯活動などに参加している	つきあいはない
全体 (n=214)		61.7	37.9	13.1	16.4	全体 (n=214)		61.7	37.9	13.1	16.4
年齢別	18~29歳 (n=88)	44.3	37.5	-	28.4	居住年数別	1年未満 (n=12)	41.7	16.7	8.3	41.7
	30~39歳 (n=52)	65.4	44.2	13.5	11.5		1年~3年 (n=77)	46.8	39.0	2.6	26.0
	40~49歳 (n=28)	75.0	57.1	25.0	-		4年~6年 (n=32)	40.6	43.8	12.5	18.8
	50~59歳 (n=16)	81.3	31.3	12.5	6.3		7年~9年 (n=12)	91.7	50.0	16.7	-
	60~69歳 (n=18)	77.8	5.6	38.9	11.1		10年~19年 (n=37)	78.4	43.2	18.9	5.4
	70歳以上 (n=12)	91.7	25.0	41.7	8.3		20年以上 (n=44)	86.4	29.5	27.3	4.5

1位 2位 3位

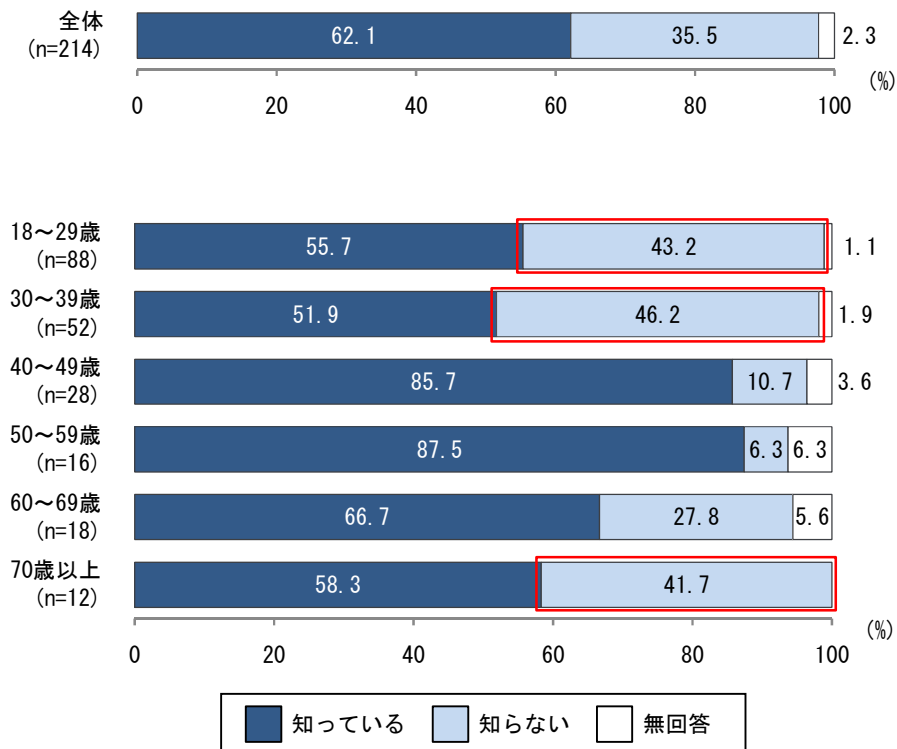
○つきあいのない理由



b 災害・防災について

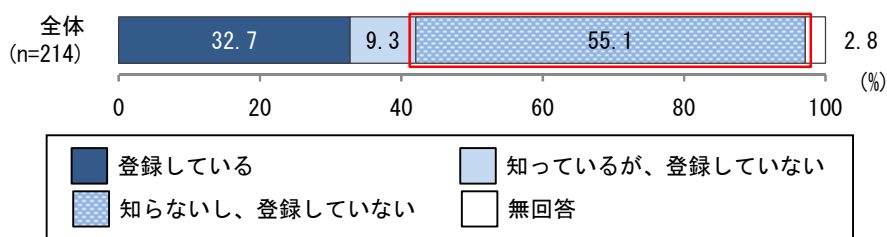
外国人住民の「避難場所の認知状況」について、「知っている」(62.1%)が6割超になっています。一方で、「知らない」は、18~29歳(43.2%)、30~39歳(46.2%)及び70歳以上(41.7%)がいずれも4割台で高くなっています。

○避難場所の認知(全体・年齢別)



外国人住民の「はつかいちし安全・安心メールの登録状況」について、「登録している」(32.7%)が3割超の一方、「知らないし、登録していない」(55.1%)が5割台半ばになっています。

○はつかいちし安全・安心メールの登録状況



外国人住民の「災害情報の入手先」について、18～29歳では「会社や学校の人」(50.0%)や「SNS」(39.8%)が、70歳以上では「テレビやラジオ」(75.0%)が高くなっています。

○災害情報の入手先 (年齢別)

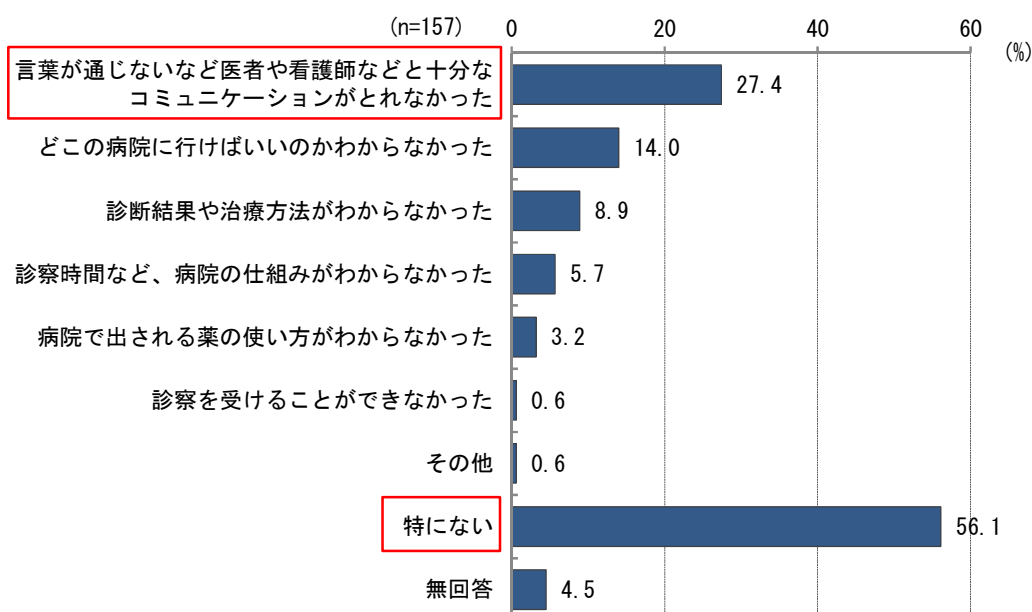
		日本人の家族や友だち・知り合い	同じ出身国の友だち・知り合い	会社や学校の人	テレビやラジオ	インターネット	SNS	はつかいちし安全・安心メール	室内防無線(屋外のスピーカーやカーナビなどを音声で知らせるもの)	防災無線	その他	情報は手に入れていない	無回答
全体 (n=214)		40.2	18.2	37.4	34.6	35.5	29.0	19.2	27.6	0.5	0.9	1.9	
年齢別	18～29歳 (n=88)	22.7	14.8	50.0	13.6	30.7	39.8	19.3	23.9	-	1.1	-	
	30～39歳 (n=52)	46.2	23.1	40.4	42.3	42.3	28.8	15.4	28.8	-	1.9	1.9	
	40～49歳 (n=28)	57.1	14.3	39.3	53.6	46.4	21.4	39.3	35.7	3.6	-	-	
	50～59歳 (n=16)	75.0	18.8	12.5	37.5	25.0	18.8	12.5	25.0	-	-	6.3	
	60～69歳 (n=18)	44.4	27.8	5.6	55.6	44.4	11.1	5.6	27.8	-	-	5.6	
70歳以上 (n=12)	50.0	16.7	8.3	75.0	16.7	8.3	16.7	33.3	-	-	8.3		

1位 (pink), 2位 (orange), 3位 (purple)

c 医療について

外国人住民の「病院を利用した際の困りごと」について、5割以上が「特にない」(56.1%)の一方で、「言葉が通じないなど医者や看護師などと十分なコミュニケーションがとれなかった」(27.4%)も約3割で高くなっています。

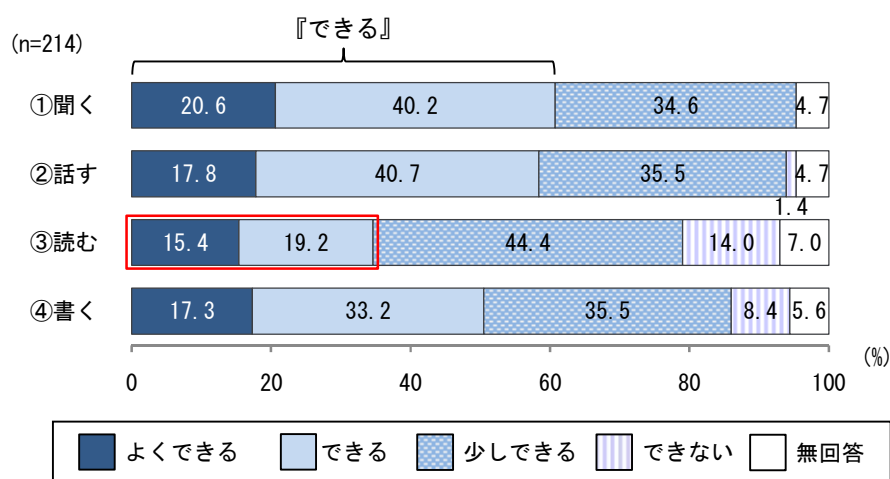
○病院を利用した際の困りごと



d 言葉について

外国人住民の「日本語の使用」について、「よくできる」と「できる」を合わせた『できる』は、「聞く」(60.8%)や「話す」(58.5%)に比べて、「読む」(34.6%)が低くなっています。

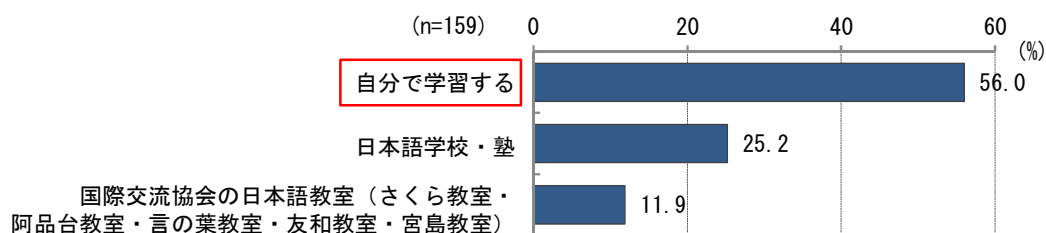
○日本語の使用



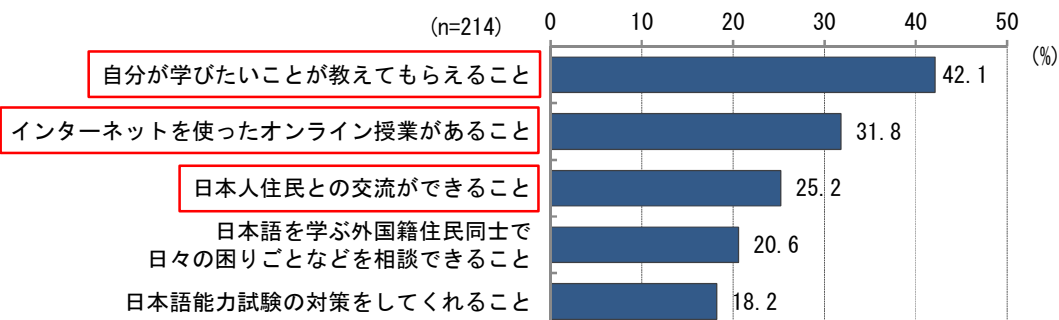
外国人住民の「日本語学習場所」について、「自分で学習する」(56.0%)が5割台半ばの一方、「日本語学校・塾」(25.2%)は2割台半ば、「国際交流協会の日本語教室(さくら教室・阿品台教室・言の葉教室・友和教室・宮島教室)」(11.9%)は1割台で、独学の人が多くなっています。

また、「参加したい日本語教室」について、「自分が学びたいことが教えてもらえること」(42.1%)が最も高く、次いで「インターネットを使ったオンライン授業があること」(31.8%)、「日本人住民との交流ができること」(25.2%)になっています。

○日本語学習場所(上位3位)



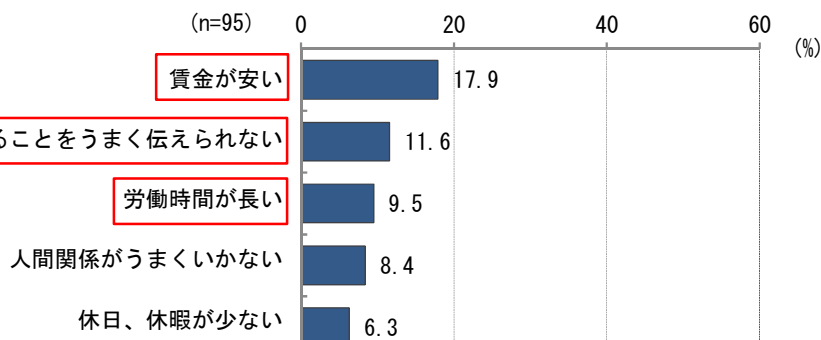
○参加したい日本語教室(上位5位)



e 仕事について

外国人住民の「仕事への不満」について、「賃金が安い」(17.9%)が最も高く、次いで「考えていることをうまく伝えられない」(11.6%)、「労働時間が長い」(9.5%)になっています。

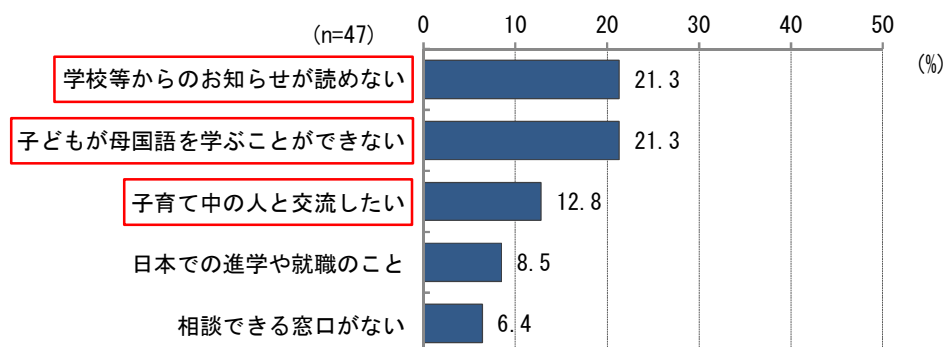
○仕事への不満(上位5位)



f 子育て・教育について

外国人住民の「子育てや教育で心配なことや困りごと」について、「学校等からののお知らせが読めない」(21.3%)と「子どもが母国語を学ぶことができない」(21.3%)が最も高く、次いで「子育て中の人と交流したい」(12.8%)になっています。

○子育てや教育で心配なことや困りごと（上位5位）

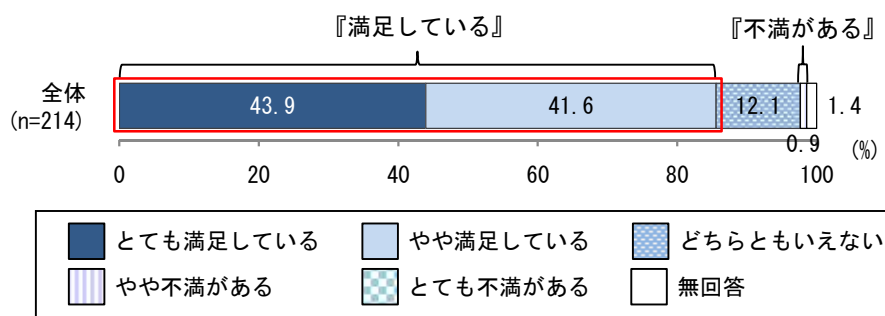


g 住みやすいまちについて

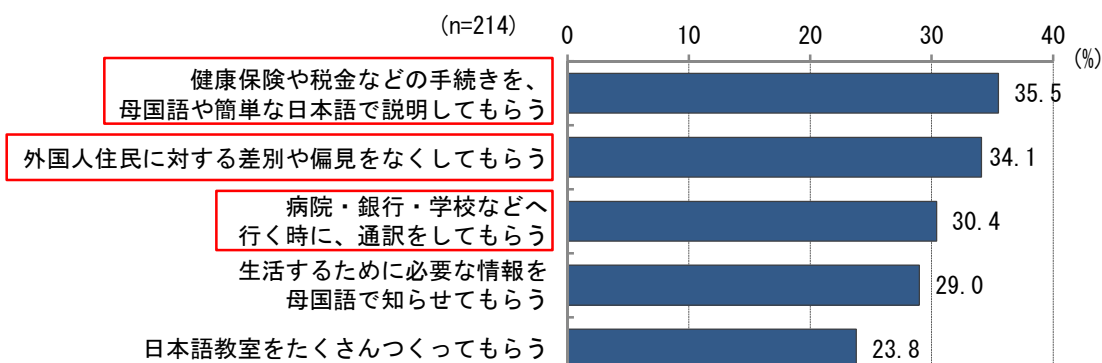
外国人住民の「廿日市市での生活の満足度」について、「とても満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』(85.5%)が8割台半ばで高くなっています。

また、「住みやすくするための取り組み」について、「健康保険や税金などの手続きを、母国語や簡単な日本語で説明してもらおう」(35.5%)や「病院・銀行・学校などへ行く時に、通訳をしてもらおう」(30.4%)という「言語」に関するものが高くなっているほか、「外国人住民に対する差別や偏見をなくしてもらおう」(34.1%)という「人権」に関するものも高くなっています。

○廿日市市での生活の満足度



○住みやすくするための取り組み

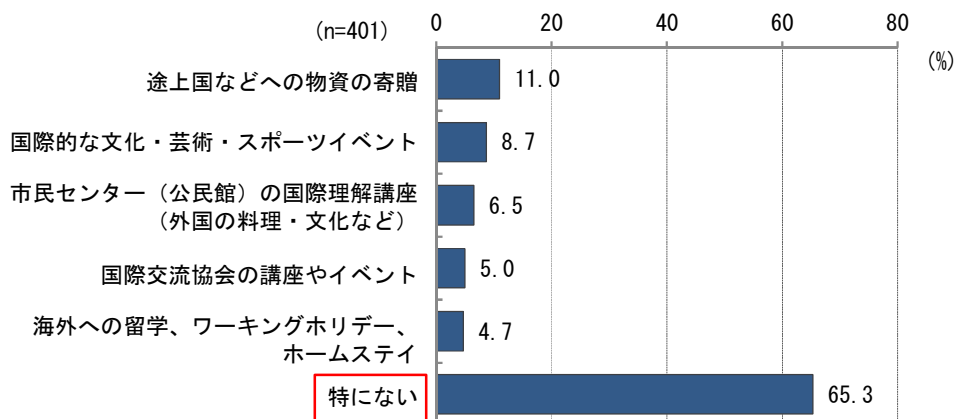


(イ)日本人住民アンケート

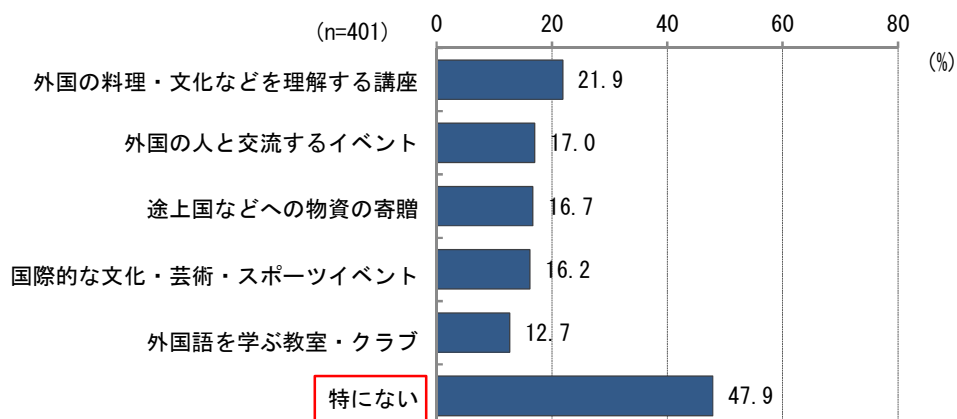
a 国際化・多文化共生について

日本人住民の「参加したことがある活動や経験」について、「特にない」(65.3%)が6割台半ばになっており、「これから参加したい活動」についても、「特にない」(47.9%)が約5割になっています。

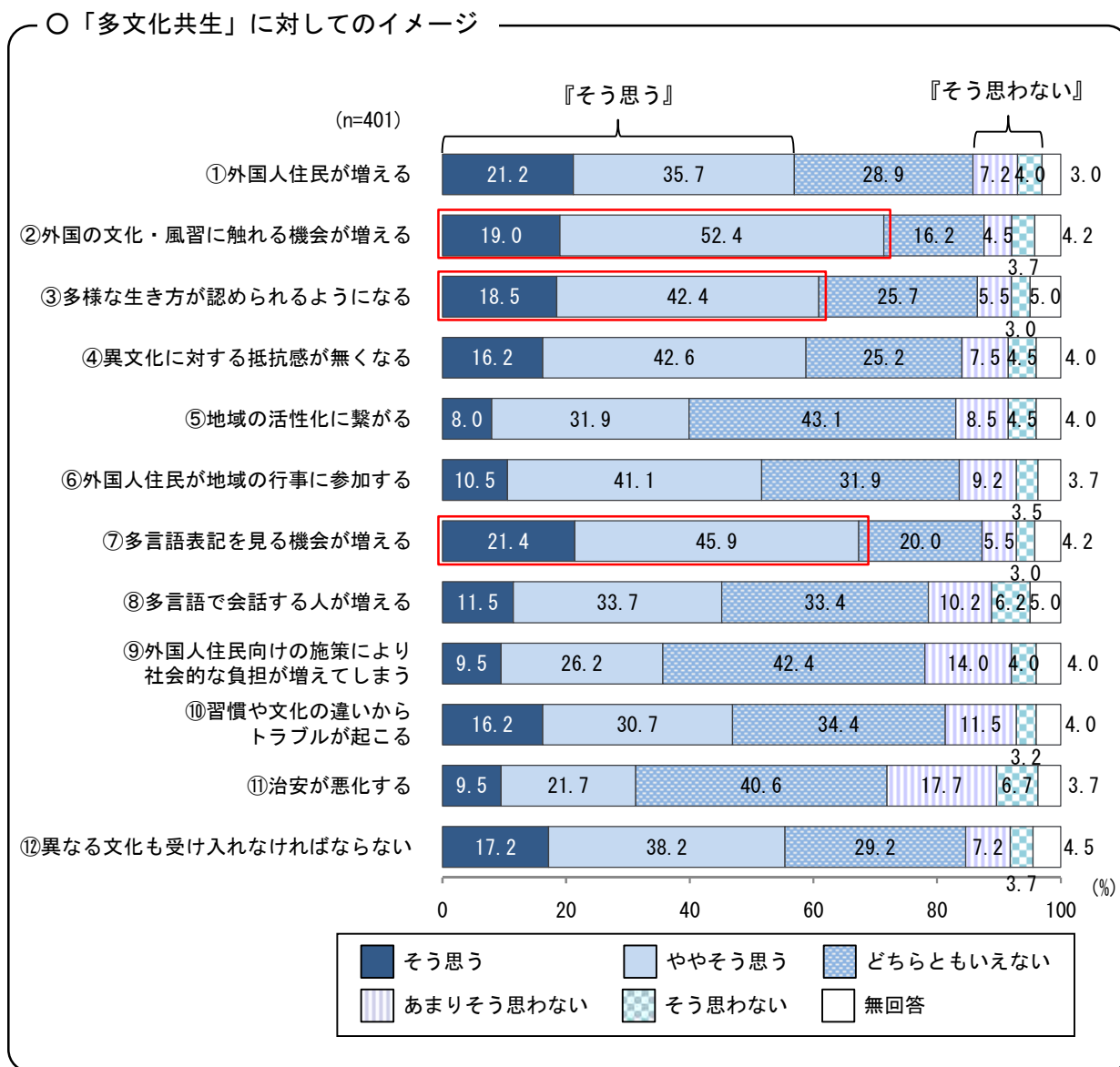
○参加したことがある活動や経験（上位5位＋排他選択肢）



○これから参加したい活動（上位5位＋排他選択肢）



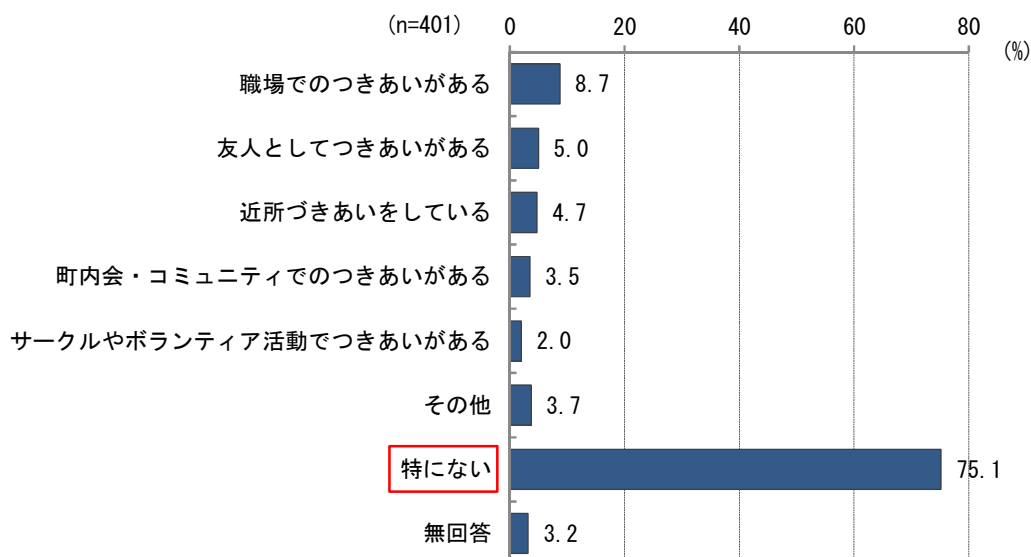
日本人住民の「多文化共生」に対するイメージについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』は、「外国の文化・風習に触れる機会が増える」(71.4%)が最も高く、次いで「多言語表記を見る機会が増える」(67.3%)、「多様な生き方が認められるようになる」(60.9%)になっています。



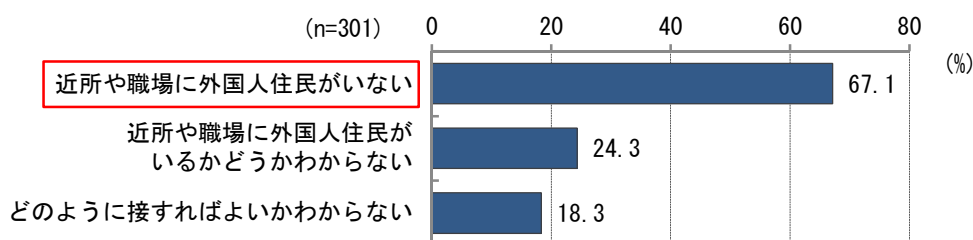
b 外国人住民とのかかわりについて

日本人住民の「外国人住民とのつきあいの有無」について、「特にない」(75.1%)が7割台半ばになっており、「外国人住民とつきあいが無い理由」は、「近所や職場に外国人住民がいない」(67.1%)が最も高くなっています。

○外国人住民とのつきあいの有無



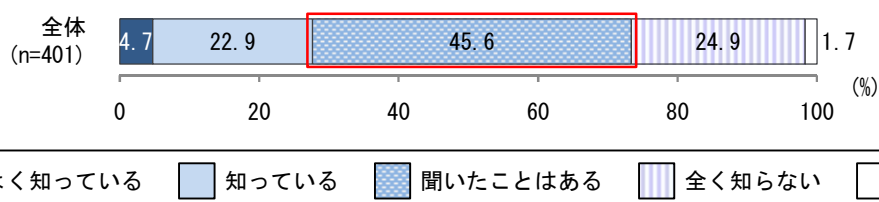
○外国人住民とつきあいが無い理由 (上位3位)



c 外国人住民との共生について

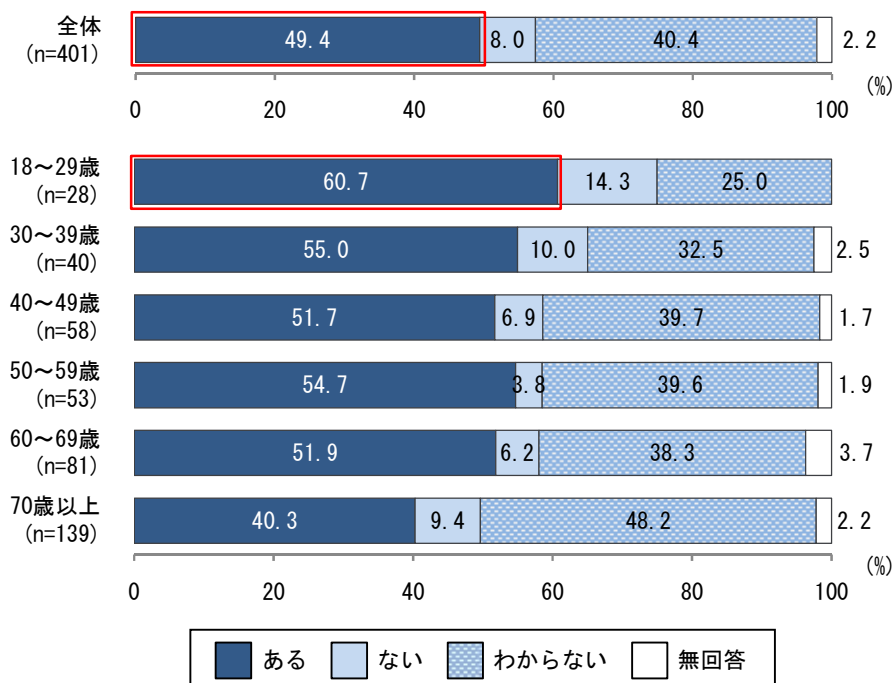
日本人住民の「多文化共生という言葉の認知状況」について、「聞いたことはある」(45.6%)が4割台半ばになっており、「全く知らない」(24.9%)と、「よく知っている」と「知っている」を合わせた『知っている』(27.6%)が、いずれも2割台になっています。

○多文化共生という言葉の認知度

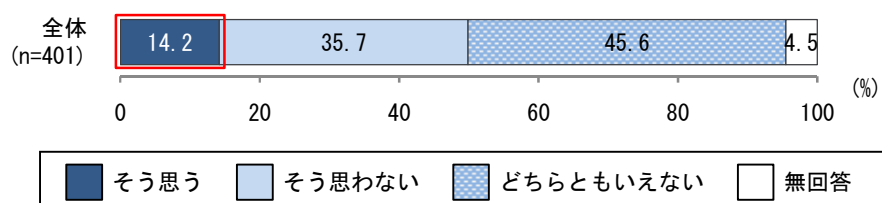


日本人住民の「外国人住民との共生する必要の有無」について、「ある」(49.4%) が約5割になっており、18～29歳(60.7%)の約6割が「ある」にしています。また、「外国人住民との共生は自身とかかわりが深いことだと思うか」について、「そう思う」(14.2%)が1割台半ばになっています。

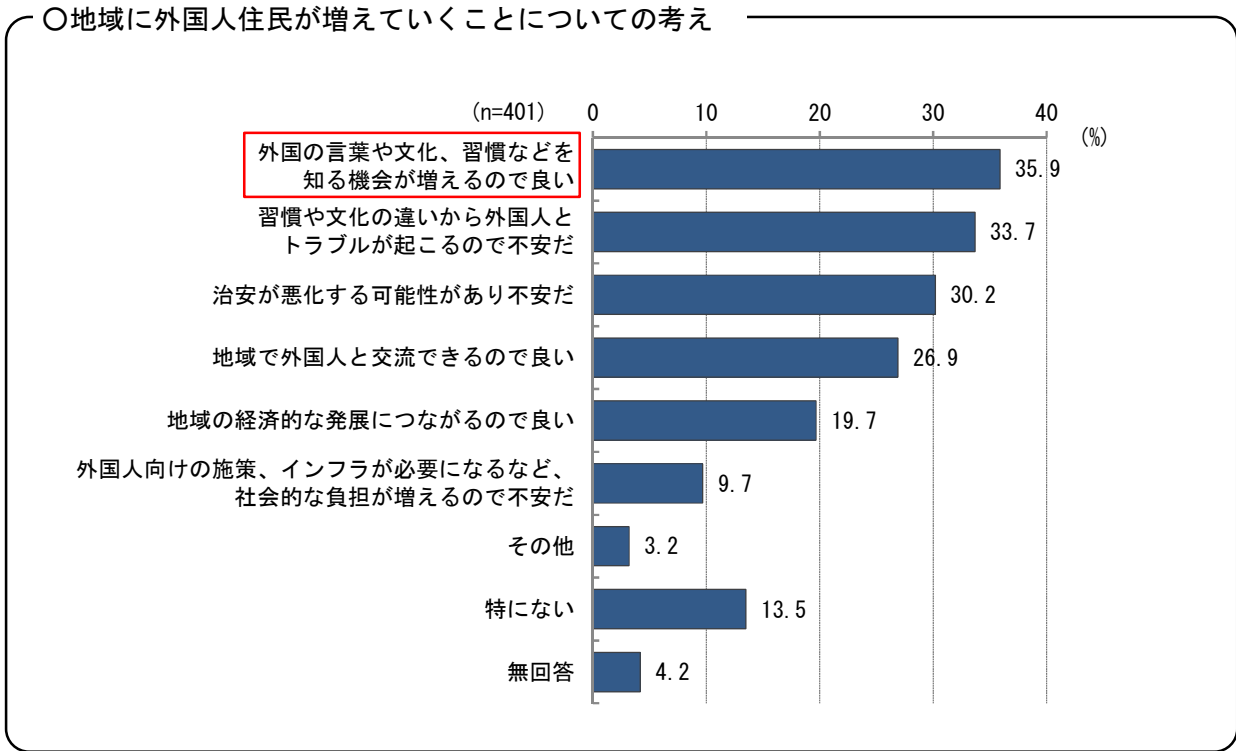
○外国人住民との共生の必要の有無(全体・年齢別)



○外国人住民との共生は自身とかかわりが深いことだと思うか



日本人住民の「地域に外国人住民が増えることについての考え」について、「外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えるので良い」（35.9%）が最も高く、次いで「習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので不安だ」（33.7%）、「治安が悪化する可能性があり不安だ」（30.2%）になっています。

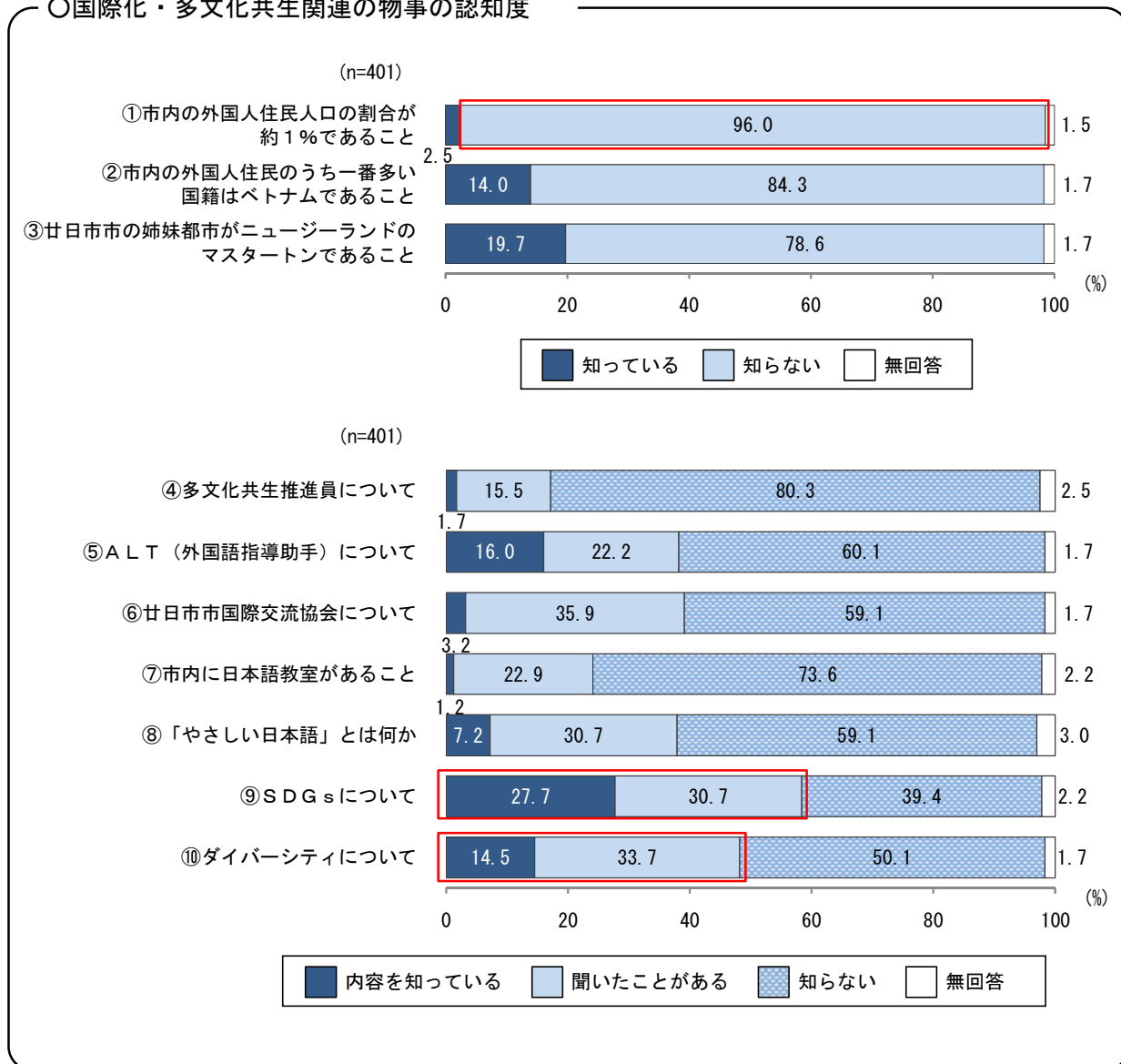


d 市の現状と国際化・多文化共生に関する認知状況について

日本人住民の「市の現状の認知状況」について、いずれの項目も「知らない」が高くなっており、中でも「市内の外国人住民人口の割合が約1%であること」(96.0%)が9割台半ばで、ほぼすべての人が「知らない」状況です。

また、「国際化・多文化共生に関する認知状況」について、「SDGsについて」(58.4%)と「ダイバーシティについて」(48.2%)では、「内容を知っている」と「聞いたことがある」を合わせると、いずれも5割前後になっています。

○国際化・多文化共生関連の物事の認知度



(2)市民活動団体等ヒアリング

本プランを策定するに当たり、日ごろから外国人に接している団体の取組状況や課題を把握するため、市民活動団体等ヒアリングを行いました。

ア 調査概要

項目	内容
調査対象	廿日市市内で活動・営業している市民活動団体等
調査期間	令和3(2021)年12月23日(木)～令和4(2022)年6月2日(木)
対象団体数	7団体(市民活動団体(2)、漁業協同組合(1)、技能実習生受入監理団体(1)、行政書士(1)、不動産会社(1)、日本語学校(1))

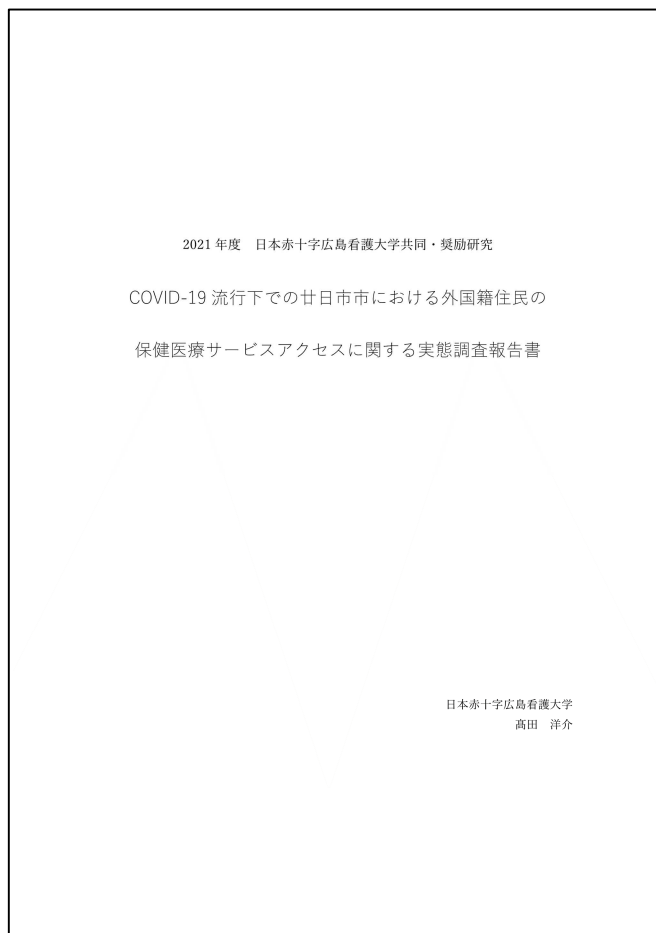
イ 調査結果

テーマ	主な意見等
活動での困りごとについて	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室についての情報発信をする力が弱い。 ・入国後研修を実施する機関が少ない。 ・技能実習生を受け入れたいが、住居を貸してくれるところが見つからない。
今後取り組んでみたい活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・支所を拠点にしたいと思い、ネットワークづくりなどに動き出している。適した人をキーパーソンにし、拠点をつくってそこに応援しに行くというシステムにしたい。
近年の状況の変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・10年前の日本の外国人住民は中国人が圧倒的に多く、あとはフィリピン人・ブラジル人くらいだったが、今はベトナム人・インドネシア人が多くなっている。
新型コロナウイルス感染症による団体の活動への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の生活は、新型コロナウイルス感染症によりこれまで以上に困難であり、緊迫した状態であるため、フードバンクと提携し、家庭訪問や食料配布等を行い、相談も受けている。 ・各地にある市民センターなどが新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策で時々使用できない状態になり、講座等の活動そのものが止まった。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る入国制限により、留学生や技能実習生が来られない状態が続いていた。
相談について	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単なことはインターネットで調べられるようになったので、ここ数年で複雑な相談が増加している。 ・日本に居続けるにはどうしたらよいかという相談は10年前から多い。 ・市役所からの書類についてやプライベートなことなど、相談内容は様々である。 ・外国人住民から直接事業者に言えないこともあるので、受入機関等が間に入って相談窓口となるとスムーズに進む。

テーマ	主な意見等
仕事や生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の中で起こるトラブルがある(セクハラ問題等)。 ・繁忙期と閑散期で給料の差が激しく、閑散期になると不満や不安が大きくなる。 ・外国人住民の人たちは、1つのコミュニティの中だけで生活しており、外に出てこようとしていない。 ・高齢になって日本へ帰国した中国残留邦人は、日本語も覚えていないため、その子どもや孫は介護等でまともな仕事に就けない。 ・長年日本で暮らして生活の基盤があるのに、日本のサービスはよく分からず、老後を過ごすのは不安だと感じ、日本人のパートナーが亡くなった際には、帰国を視野に入れている外国人住民もいる。 ・外国人住民に対する支援も必要だが、雇っている側の教育も必要である。 ・外国人住民と日本人住民の間でトラブルになることが多いのは、ごみ捨てや騒音である。
言葉について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の国籍が多様化しており、英語だけでは対応できないことが多い。 ・事業者が外国人の子に日本語教室で学ばせたいと思っても、本人に学ぶ気がない場合もある。 ・母国の読み書きですら怪しい子もいるため、日本語を教えても理解できない。 ・外国人住民に日本語ができるかを聞くと、できていなくても「できる」と答えてしまう。 ・読み書きは外国人住民にとって困難であり、長年日本にいる人でもほとんどできない人もいる。
行政に協力してもらいたいことについて	<ul style="list-style-type: none"> ・外国のルーツを持った身寄りや頼る者のいない人の関わりを深掘りしてほしい。 ・役所でたらい回しにされることもあるため、部署間での連携を取ってほしい。 ・多文化共生としての住まいの課題と空き家の課題はつながりがあるので、連携して両方の課題の解決に努めたい。 ・役所からの書類等は外国人住民にとって理解することが難しいため、もっと分かりやすく伝える工夫をしてほしい。 ・中国残留邦人への生活のサポートや行政サービスをしてほしい。 ・行政で一貫したコンシェルジュのようなものがあればよい。 ・日本語教室を開催する際に、部屋の確保等をしていただくなど、市に協力してもらっている。今後も補助や協力等は継続してほしい。 ・外国の方に日本の文化や生活に役立つこと、緊急措置等を教えてほしい。 ・ガイドブック等の出版物は不要。デジタル化してスマートフォンで確認できるようにしてほしい。 ・外国人住民への見回り訪問を行って、困りごとがないかを聞いて回ってほしい。 ・地御前の市民センターで日本語を学べるようにしてほしい。 ・スポーツセンターのコートを使いたいが、日本人ですべて埋まっていて使えなかったことがあったので、予約を入れて外国人住民も使えるようにしてほしい。 ・自転車等の交通ルールを警察の人から講習してほしい。

(3)外国人住民インタビュー

新型コロナウイルス感染症が流行している中、外国人住民が保健・医療サービスを受ける課題について把握するため、高田洋介（日本赤十字広島看護大学看護学部講師）が「COVID-19 流行下での廿日市市における外国籍住民の保健医療サービスアクセスに関する実態調査」を行い、本市はこの調査における外国人住民へのインタビューに協力しました。このインタビューの調査結果は、本プランを策定するに当たり活用しました。



『高田洋介「COVID-19 流行下での廿日市市における外国籍住民の保健医療サービスアクセスに関する実態調査報告書」（2021年度日本赤十字広島看護大学共同・奨励研究）』

ア 調査概要

項目	内容
調査対象	廿日市市に住んでいる外国人住民であって特に多い(上位4位)国籍の人
調査期間	令和4(2022)年5月～6月
対象者数	23名(韓国(1)、中国(2)、フィリピン(18)、ベトナム(2))

イ 調査結果

テーマ	主な意見等
保健医療/保健行政サービスに関する知識・認知について	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生は様々な保険に加入しているため、受診する際の金銭的なハードルがないほか、同郷の同僚と共同生活をしているケースが多く、雇用主とも綿密に連絡を取っているため、人的ネットワークが形成されており、医療へのアクセスにも大きな障害はない。 ・言葉の部分で理解が不十分な場面があり、それが原因で不快な思いをすることがあった。 ・現病状を基に、どの診療科を受診すればよいのか、判断することが困難である。 ・医療用語等の専門的な言葉については、日本語・母国語でも理解できない。 ・問診票や薬が処方された際の説明文書が理解できず、インターネットで検索しても理解できるサイトにたどり着くまで時間が掛かった。 ・病院に通訳の手配を依頼した際、対応できないと断られたケースもあった。
ワクチン接種や検診について	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生は基本的に企業に属しており、ワクチン接種に関する事務手続きは企業側が行うため、手続きの際の問題点はなく、ワクチン接種の際にも会場に通訳が配置されていたため、安心して受診することができた。 ・接種会場によってはスタッフの対応が丁寧ではない会場もあり、不満を感じることもあった。 ・ワクチン接種予約のための電話がつながりにくかったり、予約の際の説明が不親切だったりというケースがあった。 ・どの病院がワクチン接種に対応しているかという情報が、職場や同郷のコミュニティで共有されているケースもあった。
新型コロナウイルス感染症の対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の対策について、SNSやテレビ・ラジオ、母国語でまとめられているサイト等から情報を得ていた。 ・同郷のコミュニティが形成されていたため、その中から情報共有を行っていた。 ・不要に長期間自宅待機を強いられたり短期間で職場に復帰したりするなど、保健所とのコミュニケーションが上手く取れていないと感じるケースがあった。
防災に関する知識・認知	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の災害について調べたり、避難場所についても理解しているが、ハザードマップについては知らなかった。 ・防災無線で避難を呼び掛ける放送が流れていても、自分自身が避難しなければならないのか判断できない。 ・インターネットで表示されている言語は母国語に変換することが容易であるため、多くの情報はインターネットで取得している。 ・防災無線の放送は日本語であるため、聞き取れない。 ・市のホームページを見ても、何が書いてあるのか理解できない。

(4)まちづくり市民アンケート

本市では、市民の現状や意向を把握し、施策の進行管理や企画立案の基礎データとして活用するため、「まちづくり市民アンケート」を行っており、この中で「本市の施策の満足度と重要度」について質問しています。平成30（2018）年度から、「地域・職場などあらゆる分野において外国人と共生する社会づくり」に関する「満足度」と「重要度」を把握しています。

ア 調査概要

項目	内容
調査対象	廿日市市に住んでいる満18歳以上の市民で、無作為抽出した5,000人
調査方法	郵送配付・郵送回収又はインターネット(令和元(2019)年度分から)によるアンケート調査

イ 調査票回収結果

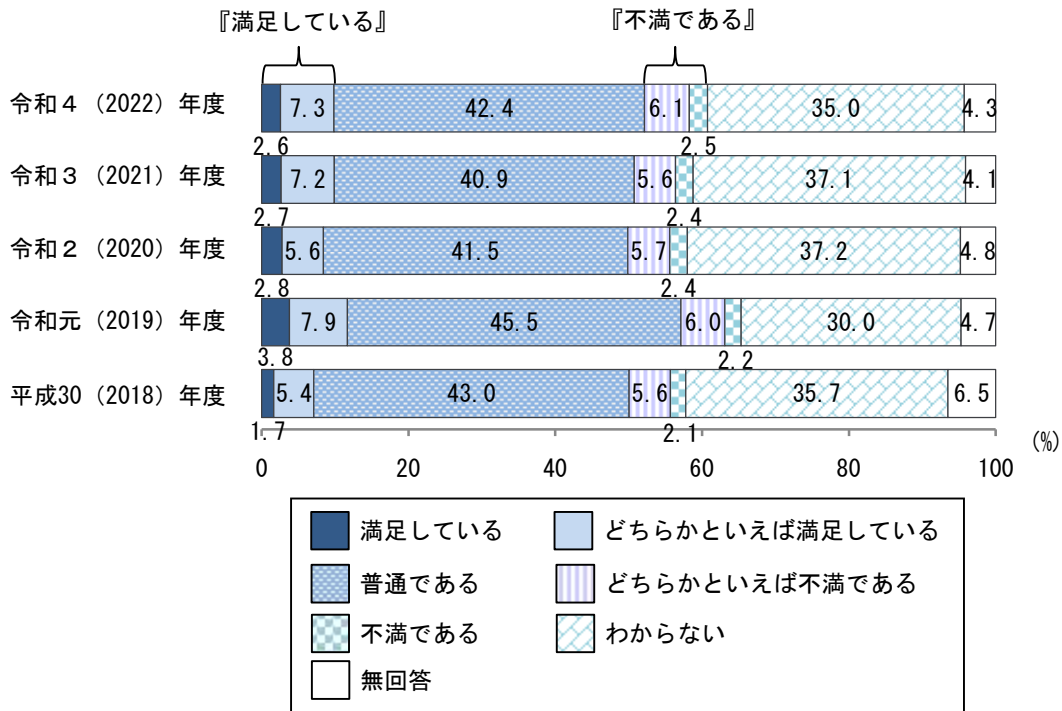
項目	発送数	回収数	回収率
令和4(2022)年度	5,000件	1,957件	39.1%
令和3(2021)年度	5,000件	2,112件	42.2%
令和2(2020)年度	5,000件	1,994件	39.9%
令和元(2019)年度	5,000件	1,986件	39.7%
平成30(2018)年度	5,000件	1,853件	37.1%

ウ 調査結果

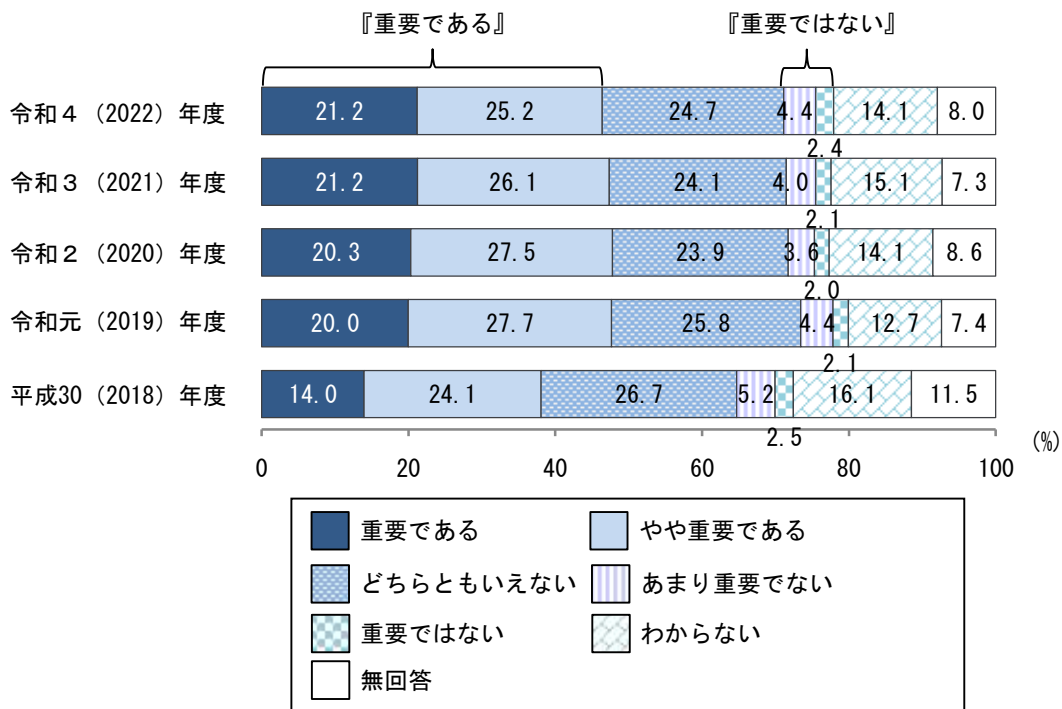
「満足度」について、「普通である」と「わからない」を合わせた回答（平成30（2018）年度：78.7%・令和元（2019）年度：75.5%・令和2（2020）年度：78.7%・令和3（2021）年度：78.0%・令和4（2022）年度：77.4%）が、7割台後半で推移しています。

また、「重要度」について、「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』（平成30（2018）年度：38.1%・令和元（2019）年度：47.7%・令和2（2020）年度：47.8%・令和3（2021）年度：47.3%・令和4（2022）年度：46.4%）が、令和元（2019）年度以降は4割台後半で推移しています。一方で、「どちらともいえない」と「わからない」を合わせた回答（平成30（2018）年度：42.8%・令和元（2019）年度：38.5%・令和2（2020）年度：38.0%・令和3（2021）年度：39.2%・令和4（2022）年度：38.8%）も、比較的多い状況で推移しています。

○地域・職場などあらゆる分野において外国人と共生する社会づくり（満足度）



○地域・職場などあらゆる分野において外国人と共生する社会づくり（重要度）



3 前指針の評価

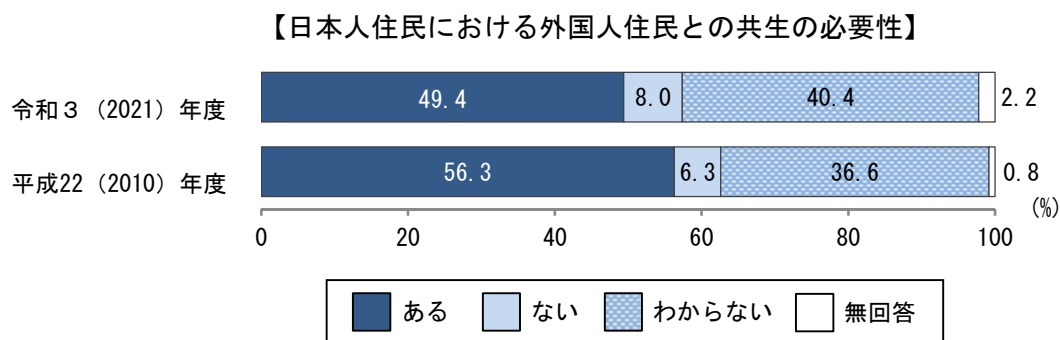
平成 25（2013）年に策定した廿日市市国際化推進指針では、「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」の基本理念のもと、重点目標を「人づくり」「まちづくり」「観光・交流」とし、「市民、地域コミュニティ、団体（国際交流協会・NPO・市民活動団体）の役割」と「市の役割」を掲げて取り組んできました。

(1)市民、地域コミュニティ、団体(国際交流協会・NPO・市民活動団体)の役割

ア 国際理解の推進

実施状況	課題認識
<p>○廿日市市国際交流協会では、外国の様々な文化について、理解を深めるための国際理解講座を開催するとともに、出前講座も実施した。また、これまで行っていなかった地域でも講座を開催し、協会活動の幅を拡充した。</p>	<p>○国際理解講座については、出前講座とともに取組を継続しつつ、更なる活動の場や内容の拡充に取り組む必要がある。</p>
<p>○廿日市市国際交流協会では、JICA（独立行政法人国際協力機構）やNPOなど他の団体と連携を図り、共催で国際理解講座などを開催し、国際協力活動に関するPR等を行った。</p>	<p>○他団体とも連携し、国際理解講座の継続実施や国際協力活動に関するPR等について、更なる啓発を行う必要がある。</p>
<p>○市内企業において外国人材を雇用するケースが増加していることから、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）広島、中国経済産業局、市内産業経済団体と連携し、市内企業が円滑かつ適切に外国人材を受け入れ、また、外国人材が貴重な戦力として活躍できるよう、外国人材の雇用に係る新制度の説明や現場での活用事例等を紹介するセミナーを開催した。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の流行前は人材不足もあり、外国人材受入れに関心を持つ企業が多く、出入国管理及び難民認定法や特定技能に関する制度が改正されたことから実施したセミナーがあったが、コロナ禍で労働環境も一変し、外国人材を受け入れにくくなっている。しかし、新型コロナウイルス感染症の対策措置が進む中で、国際的な往来が再開され、本市においても外国人材受入れを再開・検討する事業者の増加が予想されることから、市内事業者のニーズや、国・県等の支援制度について把握することが必要である。</p>
<p>○令和4（2022）年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、多くの避難民が発生している状況を受け、また、令和5（2023）年2月に発生したトルコ・シリア大地震の被災者と復興を支援するため、廿日市商工会議所との協力で、人道支援のための募金を行った。</p>	<p>○ウクライナ人道支援をはじめ、市民による多様な国際協力が行われるよう、啓発活動に取り組む必要がある。</p>

日本人住民における外国人住民と共生する必要性について、アンケート調査（令和3（2021）年度実施）の結果を見ると、「ある」が49.4%で前指針の策定時におけるアンケート調査（平成22（2010）年度実施）より低くなっています。



イ 交流の場の提供

実施状況	課題認識
<p>○廿日市市国際交流協会では、外国人住民と日本人住民との交流会を開催しており、留学生や協会会員同士の交流、協会会員外へのPRの場になった。</p> <p>○廿日市市国際交流協会では、姉妹都市の高校生や国内留学生をホームステイで受け入れていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により中断している。</p> <p>○日本語教室では、学習者と支援者や地域住民との交流会を行った。</p>	<p>○今後も外国人住民と日本人住民の交流の輪を広げられるように、交流機会の充実を図るとともに、交流・活動できる場づくりへの支援や交流の場の拡充が必要である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症による規制の緩和を考慮し、外国人を受け入れる環境を再整備すること。</p> <p>○日本語教室が単なる学習の場ではなく、外国人住民と日本人住民とのコミュニティ形成の拠点にもしていくこと。</p>



廿日市市国際交流協会による国際交流事業

実施状況	課題認識
<p>○東京 2020 オリンピック・パラリンピックのメキシコチームの事前合宿が行われ、選手との交流を行った。</p> <p>○スポーツの国際大会を開催し、市民との交流を行った。</p> <p>◆ASTCアジアトライアスロン選手権 2016 (平成 28 (2016) 年 4 月 29 日～5 月 1 日)</p> <p>◆はつかいち縦断みやじま国際パワートライアスロン大会 (平成 19 (2007) 年に始まり、以後毎年開催 (令和 2 (2020) 年からは新型コロナウイルス感染症の影響で中止))</p> <p>◆アジアトライアスロン選手権 2021 (令和 3 (2021) 年 4 月 24 日・4 月 25 日)</p> <p>○市民センターにおいて国際交流・国際理解講座を開催し、外国人と「やさしい日本語」をとおしてコミュニケーションを図るコツやポイントについて、グループワークをしながら学習した。</p> <p>○「けん玉発祥の地 廿日市」において、毎年、けん玉の技を競うけん玉ワールドカップを2日間にわたり開催しており、大会には世界各国からトップレベルのプレイヤーが集まった。JR 廿日市駅前のけん玉商店街では、前夜祭が行われ、多くの国際交流が生まれた。</p> <p>○廿日市市国際交流協会に補助金を交付し、外国人と日本人の交流事業を支援した。</p>	<p>○このような国際的なイベントを契機に、スポーツや文化など多くの分野で相互交流を図り、地域活性化を推進すること。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、市民と選手との交流がオンライン等で一部の方のみになることがあったため、継続的な関わりを持ち続け、交流を深める必要がある。</p> <p>○地域にお住まいの外国人と交流するためには、「やさしい日本語」をみんなが理解することが必要なため、地域への継続的な取組が必要である。</p> <p>○けん玉ワールドカップの前夜祭を行う商店街は多くの外国人で賑わうので、外国人の受入体制が整った店舗を増やす必要がある。また、現状は交流の多くが参加者や関係者の間で行われているため、広く一般市民も参加できるような仕組みづくりが必要である。</p> <p>○支援を継続するとともに、他団体の取組を参考にし、自主事業の実施も支援すること。</p>

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手団・選手団視察の受入状況

年度	平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		
団体	オリンピック 柔道選手団	オリンピック 空手選手団	オリンピック 柔道選手団	オリンピック 空手選手団	パラリンピック 柔道選手団視察
受入期間	4月1日～ 4月14日	9月1日～ 9月22日	中止	6月27日～ 7月11日	1月20日～ 1月23日
人数	10名	14名	中止	19名	2名

※令和2(2020)年度・令和3(2021)年度では、オリンピック柔道選手団とパラリンピック柔道選手団の受入れを予定していたが中止になった。

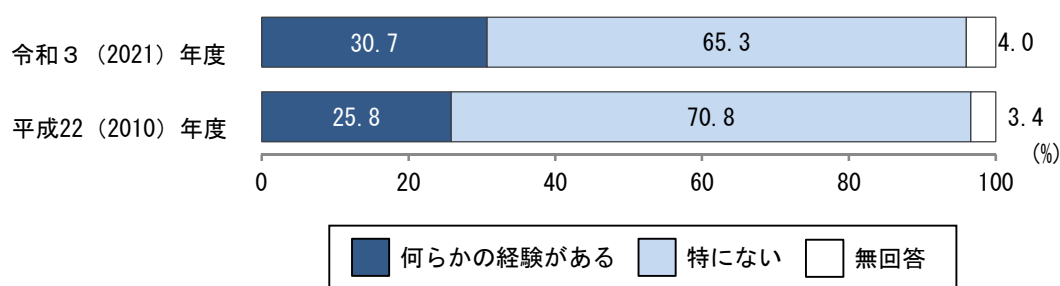
○けん玉ワールドカップの開催状況

年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
出場者数	107 人	238 人	366 人	387 人	415 人	457 人	422 人	702 人	725 人
うち外国人	44 人	94 人	155 人	105 人	95 人	83 人	87 人	63 人	35 人
参加国数	10 か国	13 か国	20 か国	14 か国	18 か国	16 か国	18 か国	13 か国	13 か国

※令和2(2020)年度・令和3(2021)年度はオンライン開催

日本人住民における国際交流等の活動の参加について、アンケート調査の結果を見ると、「何らかの経験がある」が30.7%で前指針の策定時におけるアンケート調査より高くなっています。

【日本人住民の国際交流等の経験】



ウ 人材育成

実施状況	課題認識
<p>○廿日市市国際交流協会では、通訳・ガイド・翻訳や日本語学習支援のボランティアを養成している。養成後は、会員が定例の学習会を自主的に実施しており、活動基盤の充実・強化と人材育成・支援を図った。また、ボランティアの活性化を図るため、活動中のボランティアの意見を聞いたり、講演会等を実施した。</p> <p>○廿日市市国際交流協会では、「やりなおし英会話講座」と「通訳養成講座」を開催しており、通訳者の目線を通した独自のレッスンから、英語学習のつまづきや疑問を解決するメソッド(方法)のほか、通訳のポイントの学びを提供した。また、オンラインでの語学講座も実施した。</p>	<p>○学習会や人材育成・支援等は今後も継続していくとともに、新たな人材の育成や活躍できるための環境整備や情報提供についても取り組んでいく必要がある。</p> <p>○今後もオンラインでの語学講座を継続していくとともに、講座内容の質の向上や内容の充実に取り組む必要がある。</p>

実施状況	課題認識
<p>○東京 2020 オリンピックの男子アーチェリー団体に出場し、銅メダルを獲得した河田悠希選手（廿日市市出身）の凱旋セレモニーを開催した。また、佐伯地域では、垂れ幕などでお祝いするほか、市役所にもメダル獲得を祝福する横断幕を掲示した。</p> <p>○新たな日本語教室の創設に向けて、廿日市市国際交流協会との共催で、日本語学習支援者の養成を行った。</p> <p>○国際大会の成績優秀者について、はつかいちさくら賞を授与し、表彰した。</p>	<p>○市民に希望や活力を与えるよう、今後も本市ゆかりの人が世界の舞台で活躍する様子を紹介していくこと。</p> <p>○技能実習生の増加により、日本語学習の希望者も増加しているため、日本語教室の増設や人材確保に向け、廿日市市国際交流協会と連携して、ボランティアで日本語を教える支援者を育成すること。</p> <p>○生涯学習の普及・推進だけでなく、世界で活躍する人材の育成につなげていくこと。</p>

エ 海外観光客の滞在環境の向上

実施状況	課題認識
<p>○平成 27 (2015) 年度から令和 2 (2020) 年度にわたって、宮島島内を中心に無料公衆無線 LAN (Hiroshima Free Wi-Fi) の 15 アクセスポイントの整備を行った。また、宮島市街地の指導標 (36 か所) を整備・更新し、日本語と英語の 2 か国語から 4 か国語 (日・英・中・韓) 表記による多言語化を図るとともに、多言語に対応した WEB サービスのコンテンツにアクセスできる IC タグを設置した。</p> <p>○宮島栈橋旅客ターミナル及び宮島口旅客ターミナル、TOTO 宮島おもてなしトイレに英語対応可能なスタッフを配置している観光案内所を設置した。また、宮島・廿日市体験観光ガイドブックのフランス語版・中国語版・英語版についても作成し、観光案内サービスを提供した。</p>	<p>○宮島島内の無料公衆無線 LAN (Hiroshima Free Wi-Fi) について、当初計画の整備工事は令和 3 (2021) 年度に完了したが、今後、機器の更新等について検討する必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大の影響による出入国の制限等のため外国人観光客の来訪が僅少したときは、案内スタッフが英語等を使う機会が減り、質の維持が課題となった。</p>

(2)市の役割

ア 行政サービスとしての外国人市民支援

(ア) 安心して安全に暮らせる多文化共生のまちづくり

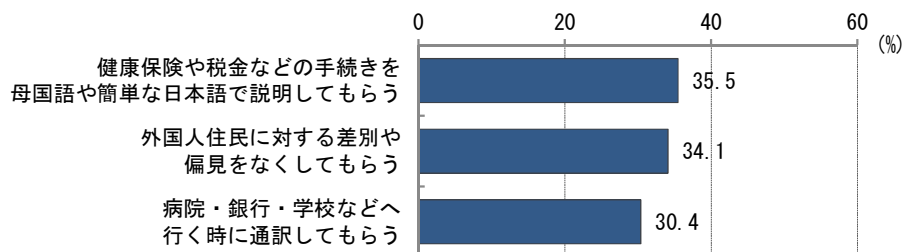
実施状況	課題認識
<p>○新型コロナウイルス感染症が流行してからは、予防に関する情報提供を行った。</p> <p>○市内在住の外国人住民のために、多文化共生推進員による情報提供を実施した。また、外国語での相談が可能な日にちの情報提供も併せて行った。</p> <p>○市民活動団体が主催する外国人住民への避難所体験等防災に関する活動に参加し、その活動を支援した。</p> <p>○廿日市市立の学校に編入学する際に日本語指導が必要な場合は、当該校に日本語指導の非常勤講師を配置し、学校で保護者との面談や日本語指導を実施した。また、日本語指導教室と在籍学級との連携を執り行った。</p> <p>○外国人住民を対象に、市内各所で日本語教室を開催している。平成 25 (2013) 年度まで 2 教室であったが、平成 26 (2014) 年度に阿品地区、平成 27 (2015) 年度に宮島杉之浦地区、平成 29 (2017) 年度に友和地区、令和 4 (2022) 年度に宮内地区に開設した。</p> <p>○多言語化対応した「町内会・自治会加入案内」チラシを市民課窓口で配布し、ホームページに同チラシを掲載している。(対応言語は英語・タガログ語・中国語・やさしい日本語)</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の収束までは、予防関連の情報発信等を継続していくこと。</p> <p>○情報発信については、これまでの取組を継続しつつ、外国人住民の情報収集手段の傾向に沿った発信方法を検討すること。</p> <p>○現在のところ、大きな問題はないが、必要な状況が発生するのが不規則なため、人材の確保(需要と供給の調整)が困難である。</p> <p>○学校におけるニーズに合わせて、対応言語の拡充が必要である。</p> <p>○外国人住民の増加により、学習希望者が増加しているため、多様な日本語教室の増設が必要である。</p> <p>○就労のため本市に移住する外国人住民が、町内会とつながることができる仕組みづくりが必要である。</p>

実施状況	課題認識
<p>○外国人住民の子育て支援として、多言語版母子健康手帳の交付や英語版予防接種予診票を作成した。</p> <p>○平成 24 (2012) 年度から多文化共生相談員を設置し、外国人住民に生活情報の提供や相談支援を行っている。平成 30 (2018) 年度までは中国語及び英語・タガログ語の 2 人体制で、令和元 (2019) 年度からはベトナム語を加えた 3 人体制にしている。令和 3 (2021) 年度から、多文化共生推進員に名称変更した。なお、平成 25 (2013) 年 8 月まで、JET プログラムによる国際交流員を配置していた。</p> <p>○外国人住民の増加を踏まえ、令和元 (2019) 年度に国際交流・多文化共生室を創設した。</p> <p>○広島県居住支援協議会から認定を受け、廿日市市を対象地域と定めた居住支援法人を関係部局に情報提供した。うち 2 件が支援対象者に外国人を含む居住支援法人であった。</p> <p>○「広報はつかいち」へ外国人を対象とした相談窓口について掲載し、「外国人 인권相談リーフレット」の情報提供も行った。</p> <p>○令和 4 (2022) 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻により、避難したウクライナ人を受け入れる体制を整備した。令和 5 (2023) 年 3 月末現在、ウクライナ国籍の外国人 2 名が避難している。</p>	<p>○外国人住民に対し、多言語版母子健康手帳があることの広報に取り組む必要がある。</p> <p>○多文化共生推進員については、今後の外国人住民の状況を踏まえ、ニーズに応じた体制づくりを検討すること。</p> <p>○国際交流・多文化共生室の業務内容を発信し、存在を広く周知すること。</p> <p>○外国人への支援を行っている居住支援法人との連携を図っていくこと。また、居住支援のための相談窓口が明確になっていないため、関係部局と調整し、市民が相談しやすい環境づくりを行うこと。</p> <p>○情報が外国人に届くよう工夫をすること。</p> <p>○人道的観点から国際協力を行うことは、行政主体として重要であるので、各部局間の連携を図り、支援する体制を構築すること。</p>

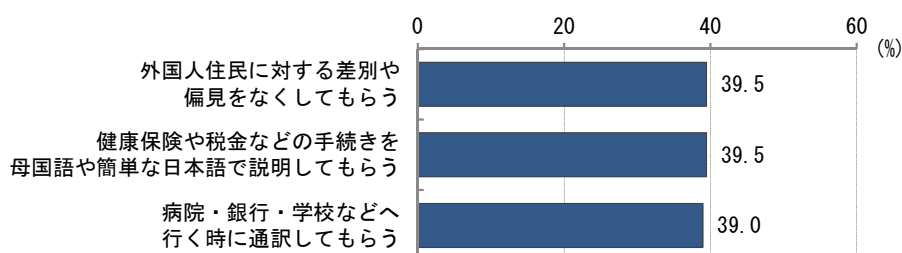
外国人住民が望む支援の上位3項目について、アンケート調査の結果を見ると、前指針の策定時におけるアンケート調査と変わっていません。

【外国人住民が望む支援（上位3項目）】

○令和3（2021）年度



○平成22（2010）年度



（イ）住民登録窓口などにおける情報伝達の推進

実施状況	課題認識
<p>○転入手続の際に、「外国人相談窓口（公益財団法人ひろしま国際センター）」の案内カードと「はつかいち安全・安心メール配信サービス」の登録案内を配付した。（対応言語は、英語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語・中国語）また、戸籍届出時や証明発行の際、通訳の希望があれば、国際交流・多文化共生室に連絡を取り、通訳を依頼した。</p> <p>○市役所窓口等からの依頼に基づき、多文化共生推進員を派遣し、行政情報の伝達を支援した。</p>	<p>○通訳が必要な場合に、迅速な対応が可能な体制の構築を検討すること。</p> <p>○多文化共生推進員による対応のほか、翻訳機等により対応できる体制をつくること。</p>

(ウ) コミュニティ・キーパーソンなどを通じた情報提供の推進

実施状況	課題認識
<p>○廿日市市国際交流協会その他の外国人住民の支援団体に、各種の情報提供を行った。</p> <p>○多文化共生推進員のネットワークを利用して、情報を発信した。</p>	<p>○外国人住民が情報を入手しやすくなるよう、引き続き効果的な情報提供を行うこと。</p> <p>○外国人コミュニティグループを通じ、効果的に情報を提供すること。</p>

(エ) 生活全般に関する情報の多言語化・ふりがな表記化の推進

実施状況	課題認識
<p>○多言語による防災情報等のメール配信（はつかいちし安全・安心メール）を、令和元（2019）年度以降は、避難情報等のメール配信時に自動翻訳により多言語での配信を行った。</p> <p>○生理用品の無償配布のチラシを、多言語（英語、タガログ語、中国語及びベトナム語）で作成・配布した。</p> <p>○市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する情報を、漢字かな交じり文で表記した。</p> <p>○学校の健康診断における問診票の多言語化を行った。結核健診問診票については、教育委員会から各学校に、外国語版（英語・タガログ語・中国語・ベトナム語）を配付して活用した。</p> <p>○多言語（ベトナム語、タガログ語、英語、中国語、ポルトガル語）でのごみ分別表の配布を行った。窓口や事業所等への訪問説明時には、随時印刷して配布を行った。また、ホームページの言語切替え機能で、各言語での分別表を確認できるようにした。</p>	<p>○より多くの外国人住民に登録されるよう、周知に努めること。</p> <p>○情報をより多くの外国人住民が理解できるよう、対応する言語数も多くすること。</p> <p>○発信情報の漢字は適量にし、情報の受け手となる外国人の言語背景によっては、ひらがなのみで表記すること。</p> <p>○他の健診については多言語版がなく、学校における健診以外の情報伝達についても不十分な面があるので、対応できるよう検討すること。</p> <p>○ごみ分別アプリの多言語化について検討すること。</p>

実施状況	課題認識
<p>○119 番通報時の多言語対応や多言語通訳サービスの活用、電話通訳センターを介した三者間多言語通訳による多言語へ対応した。対応言語は令和5（2023）年3月現在で21言語となっている。</p> <p>○災害現場の多言語対応を実施した。（救急ボイストラ救急隊用に開発された多言語音声翻訳アプリを使用）日本語の通用しない外国人への救急対応時に使用し、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを実施した。救急現場で使用頻度が高い会話の内容を46の定型文として登録している（定型文対応言語は15種類）。</p>	<p>○訪日外国人観光客を含む外国人が緊急時に、言語の障害なく消防・救急のサービスを受けられるよう、救急ボイストラ等の活用などにより、会話を補助する要素をより多く取り入れることで、日本語が通じない環境で体調を崩した外国人傷病者の不安を解消すること。また、異文化となる日本での救急車の利用方法について広報を促進することで、消防・救急のサービスを受ける側、提供する側相互の充実を図ること。</p> <p>○外国人傷病者への救急対応等が増加傾向の昨今、現場活動が迅速・的確に行えるよう、アプリを有効活用すること。</p>

○119 番通報時及び現場における救急隊対応時の三者間多言語通訳の利用実績

年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
言語別回数	英語5回 中国語3回 ベトナム語2回	英語9回 中国語1回 フランス語1回 スペイン語1回 ベトナム語1回	中国語6回 シンハラ語1回	英語9回 フランス語3回	英語3回 フランス語3回 ベトナム語1回 イタリア語1回

○災害現場における救急ボイストラの使用履歴

年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度
回数	2回	1回	4回	5回

(オ)「やさしい日本語」やホームページ、その他のメディアを活用した情報提供の推進

実施状況	課題認識
<p>○平成 30 (2018) 年度に「やさしい日本語」によるはつかいち安全・安心メールの運用を開始し、避難情報等の配信を行った。</p> <p>○行政サービスの提供において、外国人が不慣れな日本語でも意思疎通ができるよう、やさしい日本語の職員研修を行った。</p> <p>○ホームページに外国語自動翻訳サービスを実装し、外国人にも分かりやすいホームページ運営を目指している。(対応言語は、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、フランス語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語)</p> <p>○令和 4 (2022) 年 11 月から、SNSにより外国人住民に情報を発信した。</p> <p>○宮島の弥山登山中の事故を防ぐため、外国人向けに英語吹き替えのアニメーションを全四編制作し、動画共有サイトで公開した。</p>	<p>○システムによる自動翻訳に対応できていないため、災害対応中などの時間がない中で、手動で翻訳する必要がある。</p> <p>○外国人住民の国籍が多様化しているので、今後もやさしい日本語の実践方法を職員に普及・啓発していくこと。</p> <p>○生活全般、子育て・介護といった保健・福祉、イベントなどに関するパンフレットやチラシと共に、災害時における避難場所や防犯に関する注意点、医療に関する情報などの多言語化やふりがな表記化を行い、すべての外国人住民に情報が行き渡るよう努めること。</p> <p>○情報をより多くの外国人住民に届けられるよう、情報の受け手の外国人住民が使っている SNS の把握に努めること。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症で外国人の来島者が減った影響か、消防が把握する外国人の被災者は少なかったが、今後の来島者の流れを読み、必要に応じて事故予防に向けた取組を広げること。</p>



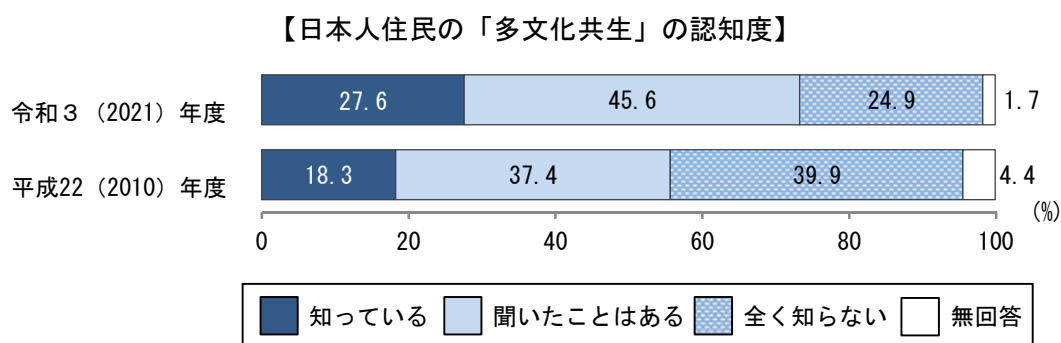
英語版事故防止動画(廿日市市宮島消防署)

イ 意識啓発・教育

(ア) 市民への意識啓発

実施状況	課題認識
<p>○多文化共生の意識啓発のため、講師を招へいしてやさしい日本語講座を実施した。やさしい日本語が外国人だけではなく、高齢者や幼児に対しても有効なものであることについて、例題をとおした学びを提供した。</p> <p>○「多文化共生時代に向き合う」をテーマに、外国人を講師に招へいた講座を開催した。講師から母国の紹介のほか、日本人や日本文化との関わりをとおして感じたことを伝え、外国人と今後どのように付き合っていけばよいのかを示唆した。</p> <p>○「広報はつかいち」へ外国人の人権課題をテーマに「みんなが手をつなぐために」や、人権推進事業計画に外国人の人権課題に対応した事業を掲載した。また、広報はつかいちにおける特集「多文化共生の扉」の定期掲載を行った。</p> <p>○出前トークのテーマの1つに「多文化共生」を設定し、市民に多文化共生の地域づくりについて啓発を行った。</p>	<p>○やさしい日本語講座の開催を、包摂性のある社会づくりに向けた意識付けの機会にすること。</p> <p>○外国人住民を受け入れ、地域において多文化共生を推進することの意義を知るために、外国人の考えを生かしていくこと。</p> <p>○外国人住民と共生していくため、引き続き市民に対し、人権意識の高揚や差別解消に向けた啓発・広報活動を行うこと。</p> <p>○出前トークがより多くの市民に利用されるよう、市民の学習ニーズを喚起させる工夫をすること。</p>

「多文化共生」という言葉の日本人住民の認知度について、アンケート調査の結果を見ると、「知っている」が27.6%、「聞いたことはある」が45.6%で、いずれも前指針の策定時におけるアンケート調査より高くなっています。



(イ) 市内の幼稚園、小・中学校、高等学校・大学との連携

実施状況	課題認識
<p>○廿日市市国際交流協会では、姉妹都市の高校生や国内留学生をホームステイで受け入れていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により中断している。</p> <p>○廿日市市立の学校では、教職員と外国語指導助手とのチームティーチングの授業により、子ども達がネイティブな発音に触れることで、より実践的に英語でコミュニケーションを図りながら学習した。平成25(2013)年度から宮島幼稚園、小学校17校、中学校10校へ11名配置した。</p> <p>○廿日市市立の学校へ英語、タガログ語、中国語及びベトナム語の通訳に、多文化共生推進員を派遣した。</p> <p>○東京2020オリンピックの男子アーチェリー団体に銅メダルを獲得した河田悠希選手の母校である佐伯中学校や佐伯高校で、講演会を実施した。</p> <p>○中学生・高校生を対象に、ニュージーランドへの研修旅行を実施し、各所の見学や姉妹都市マスタートンの訪問、ホームステイによる滞在などを行った。また、カナダのブリティッシュ・コロンビア州ビクトリアの教育委員会が実施するサマープログラムへの派遣事業も行った。なお、令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症による出入国制限の影響で中断している。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症による規制の緩和を考慮し、外国人を受け入れる環境を再整備すること。</p> <p>○小学校高学年の外国語科の教科化により、小学校教員指導力向上に向けて、外国語指導助手との連携を強化すること。また、小学校35人学級の実施に伴い、小学校が学級増に順次になっていくため、外国語指導助手11名では、これまでどおりの時間数で配置することが困難になる。</p> <p>○外国人の子どもが就学の機会を逸することのないよう、多文化共生推進員だけに頼ることなく、多言語での周知に努めること。</p> <p>○子ども・若者が国際的視野を身に付けるよう、市内の学校と連携して、今後も世界で活躍する本市ゆかりの人との交流機会をつくっていくこと。</p> <p>○引き続き、青少年の国際的視野と国際感覚を身に付ける機会を提供するとともに、派遣の成果を国際交流や青少年の健全育成に生かしていくこと。また、新型コロナウイルス感染症による規制で、派遣の中止を余儀なくされているため、規制緩和後の派遣事業再開を検討するとともに、オンラインの活用など直接派遣以外の方法でも青少年が海外と交流できる機会と場をつくっていく必要がある。</p>

○青少年の海外派遣状況

年度	平成 26 (2014) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
ニュージーランド研修旅行	中学生1名 高校生3名 大学生1名	中学生4名 高校生3名	中学生5名		※中止	※中止	※中止
カナダ派遣				高校生3名		※中止	※中止

※「中止」は新型コロナウイルス感染症に伴う規制による

ウ 友好交流

(ア) 姉妹都市・友好都市交流の推進

実施状況	課題認識
<p>○ニュージーランドのマスタートンとの姉妹都市交流（平成 10（1998）年 4 月提携）及びフランスのモン・サン＝ミッシェルとの観光友好都市交流（平成 21（2009）年 5 月提携）を行っている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2（2020）年度から相互訪問による交流活動ができていない。</p>	<p>○海外との往来回復を受け、直接訪問の交流活動の再開に向けて取り組むこと。併せて、ICTを活用して、直接訪問しない交流活動の方策を構築するとともに、交流活動の情報発信を工夫すること。さらには、友好交流を産業や経済、教育、文化、スポーツなど広範な分野に生かしていくこと。</p>



姉妹都市 20 年記念植樹（平成 29(2017)年 5 月 9 日）

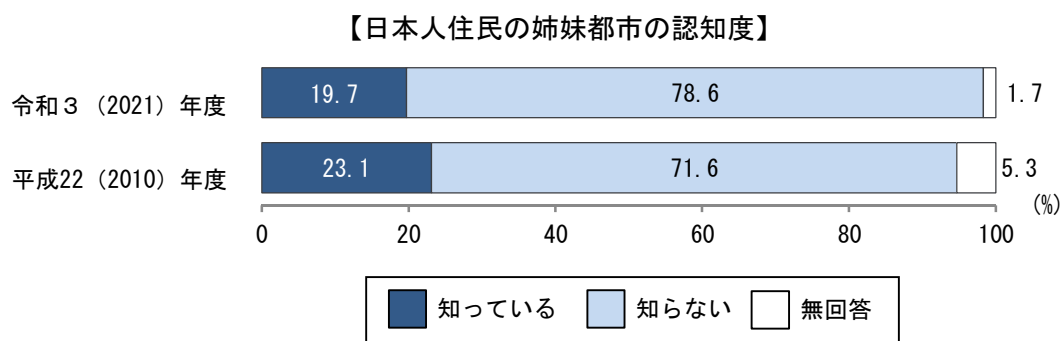
○近年のマスタートン（ニュージーランド）との姉妹都市交流

年度	内容
平成 25 (2013)年度	姉妹都市提携 15 周年を記念し、マスタートン市長を招へいする。市長夫妻が来訪し、はつかいち桜まつりでのセレモニーやさくらのおか公園への桜の植樹など記念行事を行う。併せて、はつかいち美術ギャラリーでニュージーランド交流展を開催する。
平成 26 (2014)年度	マスタートンのセントマシュー女子校から生徒9名及び引率2名が来訪し、廿日市市国際交流協会の会員家庭におけるホームステイなどを通じて交流する。 本市から中学生1名、高校生3名、大学生1名、廿日市市国際交流協会通訳ボランティア1名及び市職員1名がマスタートンを訪問し、ホームステイなどを通じて交流する。
平成 28 (2016)年度	マスタートンのセントマシュー女子校から生徒 14 名及び引率2名が来訪し、市長表敬訪問や宮島見学を行い、廿日市市国際交流協会の会員家庭におけるホームステイなどを通じて交流する。 本市から中学生4名、高校生3名及び市職員2名がマスタートンを訪問し、ホームステイなどを通じて交流する。
平成 29 (2017)年度	姉妹都市提携 20 年に当たり、マスタートン市長から招待を受け、市長、市議会議長、市職員2名及び民間人2名が訪問し、植樹を行い、式典に参加する。記念式典では、友好関係を継続する「再確認書」に両市長が署名する。
平成 30 (2018)年度	マスタートンのセントマシュー女子校から生徒 10 名及び引率3名が来訪し、市長表敬訪問や宮島見学のほか、廿日市市国際交流協会の会員家庭におけるホームステイなどを通じて交流する。 本市の市制施行 30 周年記念式典にマスタートン市長を招へいする。市長夫妻が来訪し、式典前日には歓迎レセプションを開催する。 姉妹都市提携 20 周年を記念し、各所で「ニュージーランドフェア」を開催する。 本市から中学生5名、廿日市市国際交流協会事務局職員1名及び市職員1名がマスタートンを訪問し、ホームステイなどを通じて交流する。
令和元 (2019)年度	マスタートンから女性画家1名及びセントマシュー女子校日本語講師1名が来訪し、市長を表敬訪問する。

○近年のモン・サン＝ミッシェル（フランス）との観光友好都市交流

年度	内容
平成 26 (2014)年度	はつかいち文化ホールにおいて、「観光友好都市提携5周年記念シターコンサート」を実施する。
平成 27 (2015)年度	広島県と連携したフランスプロモーションの一環で、モン・サン＝ミッシェル市長を表敬訪問する。
平成 29 (2017)年度	①レンヌ旅行博出展 ②ポスター制作 ③フランスガイドブック・旅行雑誌への広告掲載 ④フランス人ブロガーによる情報発信
平成 30 (2018)年度	①フランスでの外口広告の掲出 ②フランス人ブロガーによる情報発信 ③レンヌ旅行博、パリ最大の BtoC 旅行博 TOP RESA(トURREザ)に出展 ④モン・サン＝ミッシェル訪問 ⑤はつかいち美術ギャラリーにおいてモン・サン＝ミッシェル展開催
令和元 (2019)年度	モン・サン＝ミッシェル市での 10 周年記念式典に参列する。本市でも各種イベントを開催し、モン・サン＝ミッシェル市長ら4名の表敬訪問を受け入れる。

本市の姉妹都市に関する日本人住民の認知度について、アンケート調査の結果を見ると、「知っている」が 19.7%で前指針の策定時におけるアンケート調査より低くなっています。



第4章 国際化・多文化共生推進の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、外国人住民の人口が増加し、社会のグローバル化に伴う多様性が進んでいく中、前指針において「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」を基本理念に、多様な市民がそれぞれの個性を生かして活躍できるまちづくりに取り組んできました。

今後も外国人住民の増加が予測される中、こうしたまちづくりを継続的に進めることにより、市民一人ひとりがグローバルな視野を持ち、尊重されるよう、外国人と日本人が交わり、お互いの文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら共生する社会の実現を目指していくため、本プランの基本理念は前指針を継承し、引き続き「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」と定めます。

＝ 基本理念 ＝

**多様な市民がつながり、
自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり**

2 基本目標と基本施策

基本理念の「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」の実現に向けて、4の基本目標と14の基本施策を設定します。

基本目標1 コミュニケーション支援

基本施策1 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備【重点】

基本施策2 日本語教育の推進【重点】

基本施策3 生活オリエンテーションの実施



基本目標2

生活支援

- 基本施策1 教育環境の充実
- 基本施策2 就労環境の整備
- 基本施策3 防災・減災のための体制整備【重点】
- 基本施策4 医療・保健サービスの提供
- 基本施策5 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- 基本施策6 居住環境の整備
- 基本施策7 感染症への対応



基本目標3

国際化・多文化共生の地域づくり

- 基本施策1 国際化・多文化共生の意識啓発・醸成【重点】
- 基本施策2 外国人住民の社会参加の支援



基本目標4

世界とつながるまちづくり

- 基本施策1 滞在環境の向上
- 基本施策2 市民との協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応【重点】



3 体系図



第5章 国際化・多文化共生推進施策の展開

基本目標1 コミュニケーション支援

基本施策1 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 **【重点】**



現状と課題

本市では、これまでに防災情報のメールやごみ分別表などに、多言語化や、やさしい日本語の活用をするなどの取組を行ってきました。

しかし、アンケート調査の結果からは、日本語が読める（お知らせを読んで理解できる）との回答は34.6%になっており、「聞く」「話す」に比べて低く、外国人住民にとって日本語を「読む」ことに対する難易度が高いことが分かりました。市内に在住する外国人に、生活に必要な情報を伝えるためには、分かりやすく伝えるとともに、多言語化のみに頼ることなく、やさしい日本語やイラストを使用するなど、理解しやすい情報の発信が必要です。

ヒアリング調査でも、行政関係の書類等は外国人が理解することが困難であるとの意見が挙げられており、書類や手続の簡易化やデジタル化に加え、やさしい日本語や多言語化などを取り入れ、内容の理解の促進が必要です。また、困りごとを相談してきた外国人に対し、適切な支援やサービスを提供している機関・団体へつなぐことができていないとの意見もあり、あらゆる相談ごとに対応できるワンストップの相談窓口が必要です。

今後の方向性

住民に提供する行政サービスや、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域で催されるイベントなどについて、多言語での情報提供を行います。

市内に在住する外国人が、医療・福祉、在留手続、雇用、居住、日本語学習、子どもの教育等の生活に関する適切な情報や手続等の関係先にたどり着けるよう、多言語で情報提供し、一元的に相談を受け付けます。

【具体的施策】

- 市からの外国人向け行政・生活情報は、全庁的に、多言語及びやさしい日本語やイラストの使用による提供・発信を進めます。
- 市の窓口等において、通訳人や翻訳アプリその他の ICT の活用により、多言語で会話を補助します。
- 市の職員に、業務で使えるやさしい日本語の普及・啓発を図ります。
- 生活に関する情報提供や相談支援について、一元的に多言語で対応するワンストップの相談窓口を整備します。
- 外国人と関わりのある市民活動団体と連携して、通訳ボランティアや多言語により情報を提供します。



外国人向け一元的相談窓口

基本施策2 日本語教育の推進【重点】



現状と課題

本市では、これまでに市内に在住する外国人を対象にした日本語教室を開催し、日本語学習を支援するとともに、学習者と地域住民との相互交流も行ってきました。

しかし、アンケート調査の結果では、日本語の学習について、独学で学んでいる人が約5割になっており、日本語を学べる場所の提供とその情報発信が必要です。参加したいと考える日本語教室については、自分の学びたいことが教えてもらえることやインターネットを使ったオンライン授業等を望んでいる意見が多く、日本語学習者それぞれのニーズに対応した学習機会を提供していくことも重要です。

また、ヒアリング調査では、日本語教室開催の際の支援や協力などを継続してほしいとの意見もあり、日本語教室を行う関係団体への支援の継続が必要です。

今後の方向性

地域に在住する外国人が、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう、日本語能力を身に付けるための学習を支援します。

関係機関・団体と連携して、外国人がいつでも気軽に日本語や日本の文化などを学べる場を、地域の状況に応じてつくります。

【具体的施策】

- 日本語教室を設置し、学習支援者や運営団体の活動を支援します。
- 外国人が在住する地域、外国人を雇用する事業者その他外国人と関わりのある団体と連携して、日本語が学べる場についての情報を発信します。
- 日本語教室の開催されていない地域や時間帯への開催など、ニーズに応じた取組を行います。



日本語学校で学ぶ外国人

基本施策3 生活オリエンテーションの実施



現状と課題

本市では、これまでに外国人の相談員を設置し、また、市からの情報は、広報紙やホームページに掲載してきました。

しかし、アンケート調査の結果では、日本で生活する上で税金や公共料金のことなどで困っている人が多く、健康保険や税金などの手続きについて、母国語や簡単な日本語での説明を望む人も多くなっています。また、居住年数が短い外国人住民においては、困りごとが多くなっていることから、初期支援が重要であると考えられます。

ヒアリング調査では、外国人住民が日本に住み続けていくためには、入国時の一時的な支援だけでなく、必要なときに必要な情報を自分で取りにいけるような体制をつくり、外国人住民の自立を促すことも重要だという意見も挙がりました。

今後の方向性

外国人住民が地域で安心して暮らしていくために、行政や公共サービスの情報、日本社会の習慣等について、知る機会をつくります。

【具体的施策】

- 在住して日の浅い外国人住民に対し、市のサービスや公共サービス、日本の文化に関する情報のほか、生活に必要な情報を提供します。
- 在住期間が長くなっている外国人住民に対しても、必要に応じて、様々な情報を提供します。

基本目標2

生活支援

基本施策1 教育環境の充実



現状と課題

本市では、これまでに市立学校における健康診断の間診票の多言語化や結核健診問診票の外国語版の活用、市立学校への多文化共生推進員の派遣による通訳などを行ってきました。

しかし、アンケート調査の結果からは、「学校等からのお知らせを理解するのが困難」、「子どもが母国語を学ぶことができない」等の困りごとが多くなっており、多言語や、やさしい日本語での情報提供の推進や、母国語を学ぶことができる機会をつくる必要があります。

今後の方向性

学校に関する情報について、外国人の保護者が理解できるように提供するとともに、日本語が得意でない子どもが、日本での生活を送るために必要な日本語能力が身に付くよう支援します。

学習の機会を得られていない外国人の子ども・若者の学習や、子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力の育成を支援します。

【具体的施策】

- 学校生活や就学など、学校等からのお知らせや書類等について、多言語化や、やさしい日本語により対応します。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒が、日本語を学習できる機会を提供します。
- 子どものアイデンティティの形成を支援するため、母国語や母国の文化などを学ぶ機会を提供します。
- 就学していない外国人の子どもや就学機会がなかった外国人の若者が、学習できる機会を提供します。
- 外国人の子ども・若者のキャリア観の育成や家庭におけるキャリア教育を支援します。

基本施策2 就労環境の整備



現状と課題

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、本市における外国人労働者が今後も増加することが予測される中、外国人が安心して働くことができる環境の整備が重要になっています。本市では、これまでに生活福祉サービスの一環として、外国人住民の就労支援を行ってきました。

しかし、アンケート調査の結果では、「賃金の安さや自分の考えを上手く伝えられない」など、就労環境に対して不満や悩みを抱えている外国人住民もいるため、外国人の就労について、関係機関・団体と連携した支援も必要です。

また、ヒアリング調査では、「介護等で働くことができない外国人住民がいる」との意見も挙げられており、在住期間の長さにかかわらず、就労を支援する必要があります。

今後の方向性

外国人が、本市における就労にインセンティブが働くよう、外国人住民の就労を支援します。

【具体的施策】

- 就労を求める外国人住民に対し、外国人雇用に関する情報提供や相談対応を行います。
- 外国人労働者を受け入れている事業者や受入支援監理団体、商工会・商工会議所など、外国人労働者に係る関係機関・団体との関係性を構築します。
- 介護や子育てなど就労に影響を及ぼす理由がある外国人住民に対し、情報提供や相談対応を行います。

基本施策3 防災・減災のための体制整備 **【重点】**



現状と課題

本市では、これまでに多言語や、やさしい日本語による防災情報等のメール配信を行ってきました。また、外国人を支援する市民活動団体により、外国人への避難所体験が行われたことがあります。

しかし、アンケート調査の結果では、避難場所を把握していない外国人住民の割合は若年層や高齢層で高くなっており、はつかいちし安全・安心メールの登録率は32.7%と低い状況です。また、災害情報の入手方法は、若年層では会社や学校の人、SNSが、高齢層ではテレビやラジオが多く、年齢層に応じて災害情報を発信していくことが重要です。

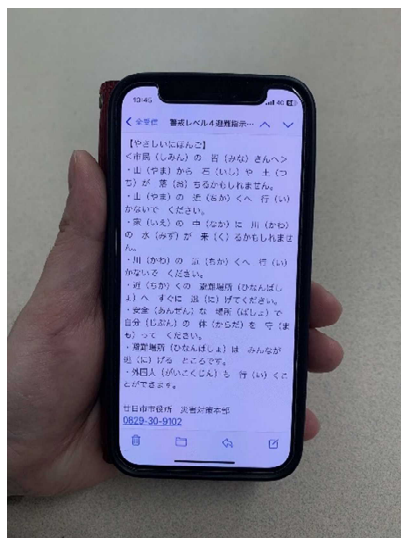
ヒアリング調査では、「外国人住民に緊急措置を教えてください」との意見も挙げられており、防災・減災に対する意識の啓発が必要です。

今後の方向性

外国人住民のみならず、外国人の観光客やビジネスマンなど、本市内に滞在・在住するあらゆる外国人に対し、防災・減災対策を推進します。

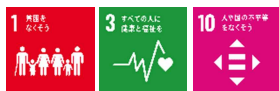
【具体的施策】

- 平常時から、外国人住民に防災・減災に関する情報を提供するなど、意識の向上を図ります。
- 災害発生時に、外国人被災者に対する適切な支援ができるよう、関係機関・団体との関係性を構築します。
- 外国人に対し、防災・気象・災害に関する情報を多言語や、やさしい日本語などにより、効果的に提供します。



はつかいちし安全・安心メール

基本施策4 医療・保健サービスの提供



現状と課題

本市では、これまでに外国人の医療通訳について、公益財団法人ひろしま国際センターによる医療通訳ボランティアの派遣事業を紹介してきました。

アンケート調査の結果では、「病院を利用した際に言葉が通じず、医者や看護師等との十分なコミュニケーションが取れなかった」と回答した外国人住民の割合が27.4%になっており、また、ヒアリング調査では、「病院で受診しようとする、技能実習生は診ないと断られたことがある」、「病气やけがをした際に、どの病院に行けばよいのかを示してほしい」との意見も挙げられています。

今後は、外国人が必要な医療を受けることができるような体制の整備が必要です。

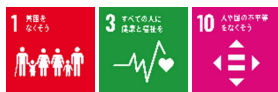
今後の方向性

外国人住民のみならず、外国人の観光客やビジネスマンなど、本市内に滞在・在住するあらゆる外国人が、医療・保健サービスを受けることができる機会を確保します。

【具体的施策】

- 医療機関において、外国人が医療を的確に受けられるよう、医療従事者とのコミュニケーションを支援します。
- 多言語対応が可能な医療機関の情報を収集し、外国人にその情報を提供します。
- 外国人住民が必要とする保健サービスを利用することができるよう、多言語や、やさしい日本語により情報提供や相談対応を行います。

基本施策5 子ども・子育て及び福祉サービスの提供



現状と課題

本市では、これまでに多言語版母子健康手帳の交付や英語版予防接種予診票を作成し、外国人住民の子育て支援を行っていますが、それ以外については、多言語化の対応ができていないなど不十分な面があります。

アンケート調査の結果からは、「子育て中の人と交流したい」と望む外国人住民がいるほか、ヒアリング調査の結果からは、新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の悪化に伴い、失業や休業を余儀なくされて生活が困窮し、また、介護によって働くことができない外国人住民がいることが分かりましたので、外国人住民の状況に応じた支援が必要です。

今後の方向性

外国人住民が、必要とする子ども・子育て及び福祉サービスを利用することができる機会を確保します。

【具体的施策】

- 外国人住民に対し、多言語や、やさしい日本語により情報提供や相談対応を行います。
- 外国人住民が置かれている状況や求めているニーズを把握し、サービスが享受できるための支援を行います。

基本施策6 居住環境の整備



現状と課題

本市では、これまでに広島県居住支援協議会から認定を受け、本市を対象地域と定めた居住支援法人の情報を関係部局に提供しています。今後は、外国人住民に分かりやすく、関係部局と連携して対応する相談体制が必要です。

ヒアリング調査の結果では、ゴミ出し、騒音等の地域住民とのトラブルなどが原因で、外国人の入居を断る賃貸物件が多く、外国人住民の住居探しが困難になっているという問題が挙げられており、外国人住民の住宅確保の支援が必要です。

今後の方向性

本市に住もうとしている、又は住んでいる外国人住民に対し、住宅の確保や住み続けていくための支援を行います。

【具体的施策】

- 外国人住民の住居の確保、また、継続して居住できるように、不動産関係業者や居住支援団体などと連携して支援します。
- ゴミ出しや騒音などの生活ルールやマナーについて、外国人住民の意識の向上を図ります。
- 町内会、自治会、組等によるコミュニティ活動への外国人住民の受入れの促進を支援します。

基本施策7 感染症への対応



現状と課題

本市においては、これまでに新型コロナウイルス感染症に関する情報について、市ホームページへの掲載や多文化共生推進員の翻訳などにより、市内に在住する外国人に提供してきました。

今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報提供は継続しますが、外国人の情報収集の傾向に沿った発信が必要です。

また、今後も新たな感染症が発生することが考えられるので、この場合には今回の新型コロナウイルス感染症への対応に見られた課題を踏まえ、対応する必要があります。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症のほか、新たな感染症について、市内に在住する外国人への情報提供や相談対応を行います。

【具体的施策】

- 感染症の拡大状況に応じ、感染症に関する情報を、多言語や、やさしい日本語等により提供します。
- 感染症による影響がある外国人住民に対し、多言語による相談の機会を支援します。

基本目標3

国際化・多文化共生の地域づくり

基本施策1 国際化・多文化共生の意識啓発・醸成 **【重点】**



現状と課題

本市では、これまでに広報はつかいちに多文化共生の特集を掲載してきたほか、廿日市市国際交流協会が中核となって、外国人との交流会や国際理解のための講座、多文化共生をテーマとした講座を実施するなど、市民への国際化・多文化共生の意識啓発・醸成に取り組んできました。

しかし、アンケート調査の結果では、日本人にしてほしいことに「差別意識を持たないようにしてほしい」と回答した外国人住民の割合は43.5%と最も高く、また、国際化・多文化共生に関する活動や経験が特にないと回答した日本人住民の割合は65.3%になっているほか、4割が「外国人住民と共生する必要性があるか分からない」と回答しています。

今後も、外国人住民が地域社会の構成員として共生していくための意識啓発・醸成を行う必要があります。

今後の方向性

日本人住民の外国人に対する否定的な感情がなくなるよう、外国人を理解するための情報を提供し、多文化共生の理解者を増やします。

廿日市市国際交流協会と協働するとともにその他の民間団体と連携・協力して、地域の国際化・多文化共生を一層推し進める取組を行います。

【具体的施策】

- 講座やイベント、広報などの実施により、市民が国際化・多文化共生に対する理解を深められるような機会を提供します。
- 不当な差別的言動の解消や外国人の人権尊重の啓発、人道的な観点からの支援について、市民や市職員の意識を醸成し、国際化・多文化共生に取り組む意義を伝えます。
- 日本人住民と外国人住民が、相互に交流できる機会を提供します。
- 国際化・多文化共生関連プログラムへの市民参加を促進するとともに、外国人と地域社会をつなぐ人材を育成します。



外国人住民と日本人住民の交流会

基本施策2 外国人住民の社会参加の支援



現状と課題

本市では、これまでに外国人住民の活動につながる情報について、廿日市市国際交流協会や外国人の支援団体に提供するとともに、SNSを活用した発信を行ってきました。

しかし、ヒアリング調査等では、「外国人住民がスポーツをしたいと思っても、どこに行けばいいのか分からない」、「スポーツ施設の利用者が日本人ばかりで利用できなかった」との意見も挙げられており、情報提供だけではなく、活動しやすい環境づくりも必要です。

今後の方向性

外国人住民が、地域住民として活動し活躍できるよう、地域社会の開放性を高め、まちづくりに参加しやすくします。

【具体的施策】

- 外国人住民が行う生涯学習やまちづくり活動を支援します。
- 廿日市市国際交流協会と連携・協力して、外国人住民が各種の事業に参加する機会を提供します。
- 外国人住民が地域社会の中に溶け込み、交流・活動できる機会を提供します。

基本目標4 世界とつながるまちづくり

基本施策1 滞在環境の向上



現状と課題

本市では、これまでに宮島島内を中心に無料公衆無線 LAN や市街地の指導標の整備を行うとともに、宮島棧橋旅客ターミナル、宮島口旅客ターミナル等に、英語対応が可能なスタッフを配置した観光案内所の設置や、多言語に対応した宮島・廿日市体験観光ガイドブックを作成するなど、外国人観光客の滞在環境の向上を図ってきました。また、廿日市市国際交流協会では、国際大会等に通訳ボランティアを派遣し、来廿した外国人のおもてなしを行っています。

今後も、本市内に滞在する外国人が、「廿日市市に来てよかった」と満足して帰り、また、再び訪れて、滞在しようとするインセンティブが働くようにする必要があります。

今後の方向性

観光だけでなく、国際的イベントやビジネス、知人・親族訪問、ホームステイなど、観光以外の目的も視野に入れ、外国人が快適に滞在できる環境を整備します。

【具体的施策】

- ICT を活用して、外国人滞在者の情報収集環境を整備します。
- 多言語や、やさしい日本語で、外国人滞在者が必要とする情報を提供します。
- 廿日市市国際交流協会をはじめとする市民活動団体と連携して、国際的イベント等で滞在する外国人のおもてなしをします。
- 外国人滞在者の不安を軽減し、安心感を高めるため、緊急時・災害時の対応策を準備します。

基本施策2 市民との協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 **【重点】**



現状と課題

本市では、平成24（2012）年に廿日市市協働によるまちづくり基本条例を制定し、この条例に基づき廿日市市協働によるまちづくり推進計画を策定して、協働によるまちづくりを進めています。条例では、外国人住民も市民として広くとらえ、多様な市民がつながることを大切にしています。

これまで廿日市市国際交流協会において、市民が異文化に対する理解を深め、国際平和に寄与し、世界に目を向けるよう様々な事業が行われており、廿日市市国際交流協会は本市の国際化の中核を担ってきました。その外、市民による海外への資金や物資の支援活動も見られています。今後も廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念を踏まえ、多様な主体の協働により、国際化・多文化共生のまちづくりを進めていきます。

また、本市では、これまでにニュージーランドのマスタートンとの姉妹都市提携、フランスのモン・サン＝ミッシェルとの観光友好都市提携等や、けん玉ワールドカップ廿日市、アジアトリアスロン選手権、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたメキシコチームによる事前合宿等の文化・スポーツの国際的イベントをとおして、市民に外国人と交流する機会を提供するとともに、国際大会での成績優秀者の表彰等を実施して、市民の国際対応能力の確立を支援してきました。

しかし、アンケート調査の結果では、国際交流・多文化共生に関する活動や経験が特にないと回答した日本人住民の割合が65.3%になっており、今後も市民の国際社会に貢献するという意識の醸成や地域社会の活性化、国際理解の深化などをもたらすよう、産業や経済、教育、文化、スポーツなど広範な分野において外国人と関わる機会の提供が必要です。

さらに、市立の幼稚園や学校では、外国語指導助手によるティームティーチングの授業を行っているほか、市内の中学生・高校生を対象に海外研修旅行等を行っており、今後も青少年のグローバル化や異文化に対応する力を育成していく必要があります。

今後の方向性

多様な主体の幅広い参加と協力を得て、国際交流・国際協力・多文化共生の活動を推進します。市民が主役になった活動を進めて、市民の国際感覚を深め、まちの国際化を継続的に発展させていきます。

【具体的施策】

- 地域の国際化・多文化共生の担い手である廿日市市国際交流協会について、活動体制の充実・強化に向けて支援します。
- 資金協力や物資協力などの国際協力活動への市民参加を促進します。
- 外国人住民による地域貢献活動を支援します。
- 姉妹都市や観光友好都市など、外国の都市等との相互交流を促進します。
- 外国人は日本の生活習慣や文化を理解することができ、日本人住民は外国人と交流できる機会づくりを支援します。
- 文化・スポーツの国際大会や MICE など国際的イベントの機会を活用し、市民と外国人参加者との交流機会を提供します。
- 海外で外国人と交流し、活躍する市民を応援します。
- 青少年に対し、外国語や海外文化に触れ合う機会を提供します。



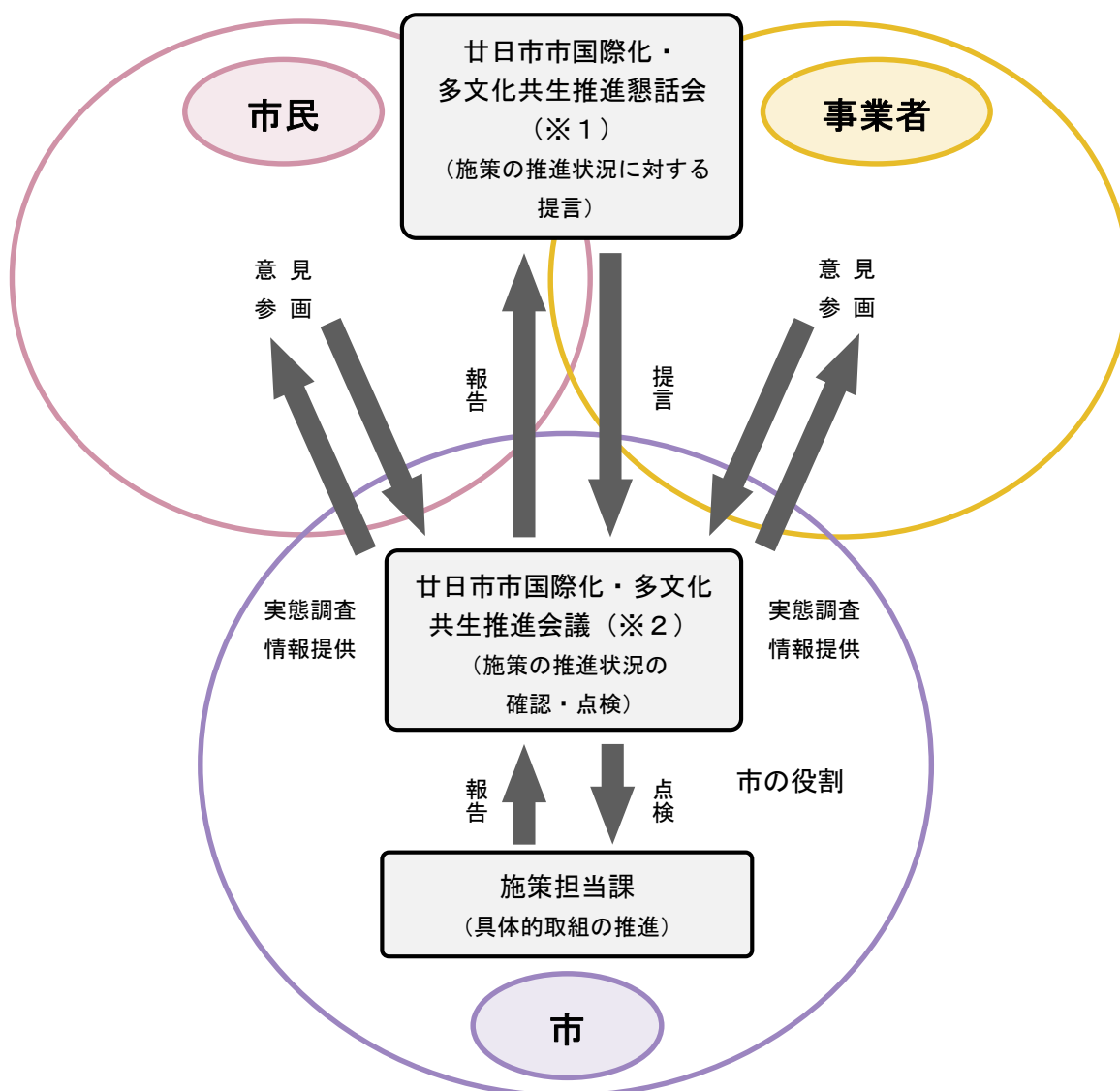
モン・サン＝ミッシェルとの観光友好都市交流

第6章 プランの推進

1 推進体制

国際化・多文化共生推進施策は、本プランに基づき、市民・事業者・市のパートナーシップにより、継続的に取り組みます。

その際には、市の組織である「廿日市市国際化・多文化共生推進会議」において、施策の推進状況を確認し、点検します。さらに、外部の組織である「廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会」に施策の推進状況を報告し、より良い施策にするための意見を受け、改善を行います。



(※1) 廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会

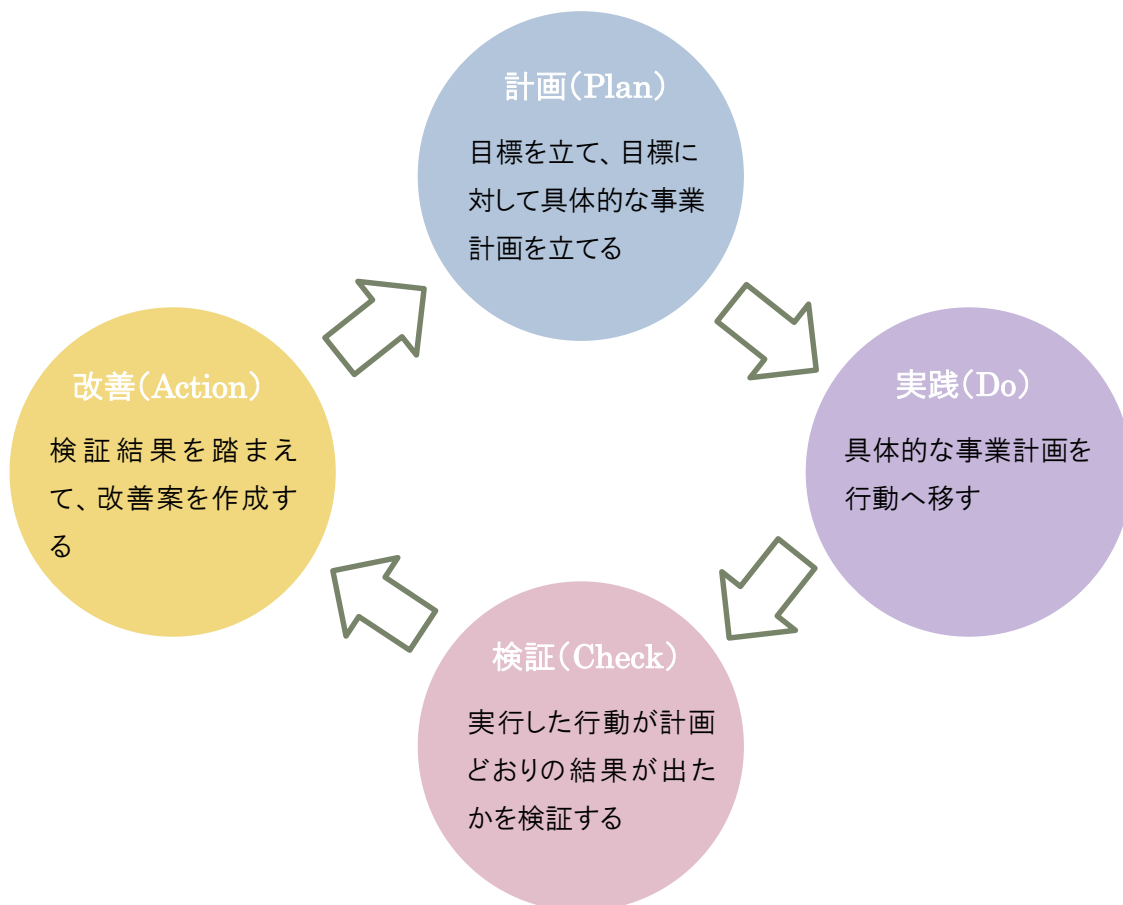
- ・専門的見地からの協議を行うための外部組織
- ・本プラン推進においては、施策の推進状況に意見を求めるための場として機能
- ・学識経験者や関係団体の代表者など、おおむね10名で構成

(※2) 廿日市市国際化・多文化共生推進会議

- ・本プランの内容と施策の進捗状況の確認、点検を行うための庁内会議
- ・副市長を本部長とし、関係部署の部長で編成

2 進行管理

本プランに基づく施策は、PDCA サイクルによる進行管理に基づき、定期的の実施状況を把握するとともに検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1 プラン策定の経過

令和3(2021)年度		
月	会議等	内容
9月	国際化・多文化共生に関するアンケート	外国人住民アンケート・日本人住民アンケート
12月	市民活動団体等ヒアリング(～令和4(2022)年6月)	7団体ヒアリング
3月	第1回 国際化・多文化共生推進会議(3/18)	プランの策定・推進、骨子(案)

令和4(2022)年度		
月	会議等	内容
5月	外国人住民インタビュー(～6月)	23名インタビュー
7月	第1回 国際化・多文化共生推進懇話会(7/29)	プランの策定・推進、骨子(案)
8月	第1回 国際化・多文化共生推進担当者会議(8/5)	プランの策定・推進、骨子(案)、意見交換
11月	第2回 国際化・多文化共生推進担当者会議(11/24)	現指針評価・新プランとの整理、体系・今後の方向性・具体的施策、意見交換
12月	第2回 国際化・多文化共生推進懇話会(12/9)	調査結果概要、体系・今後の方向性・具体的施策
3月	パブリックコメント(3/7～3/27)	1件提出
	第3回 国際化・多文化共生推進懇話会(3/9)	プラン(案)、具体的施策達成の取組
	市議会総務常任委員会(3/14)	プラン(案)説明
	第2回 国際化・多文化共生推進会議(3/27)	プラン(案)、具体的施策達成の取組
	プラン承認(3/31)	完成

2 廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会

(五十音順)

氏名	団体名	役職名等
石川 直寛	株式会社イシカワ	代表取締役
上野 隆一郎	一般社団法人宮島観光協会	専務理事
栗林 克行	一般社団法人ええじゃん	代表理事
沢谷 京子	行政書士沢谷京子事務所	代表
峠 清隆	地御前漁業協同組合	代表理事組合長
橘 貴範	廿日市市国際交流協会	前事務局長
中道 崇志	株式会社グローバルリゾートレジデンス	代表取締役
村田 由香	学校法人日本赤十字学園日本赤十字広島看護大学	副学長
山野 雄三	廿日市市町内会連合会	副会長

3 在留資格一覧(資料:出入国在留管理庁『在留資格一覧表』)

(1)入管法別表第1の上欄の在留資格(活動資格)

【1の表(就労資格)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(2の表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

【2の表(就労資格、上陸許可基準の適用あり)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に	イ 本邦の公私機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動	

	適合するものが行う次に掲げる活動	ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う1の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)	
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(1の表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(1の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月

	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第3号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

【3の表(非就労資格)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(4の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

【4の表(非就労資格、上陸許可基準の適用あり)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(2の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	1の表の教授、芸術、宗教、報道、2の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、3の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

【5の表】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

(2)入管法別表第2の上欄の在留資格(居住資格)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

4 用語解説

	用語	解説
あ行	IoT (アイオーティー)	Internet of Things の略。 自動車や家電などの「モノ」に情報伝達機能を組み込み、インターネットとつながって情報のやり取りすること。
	IC (アイシー)	integrated circuit の略。 集積回路。トランジスタやダイオード、抵抗、コンデンサなどの多数の回路素子を、1個の基盤に組み込んだ超小型の電子回路。(小学館「デジタル大辞泉」から)
	ICタグ (アイシータグ)	小さな無線ICチップ。商品に貼付し、電波の送受信で商品の識別、管理などに利用される。(小学館「デジタル大辞泉」から)
	ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 情報通信技術。主に情報処理や情報通信に関連する技術、産業、サービスなどの総称。
	アイデンティティ	人が自分らしく生きるための社会的、文化的、民族的な要素や背景、よりどころ。
	アプリ	コンピュータのOS(コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般)上で動作するソフトウェアのことで、「アプリケーション」の略。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)
	インセンティブ	人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。動機付け。(三省堂「WORD WISE WEB」から)
	WEB (ウェブ)	正式名称はWWW(World Wide Web(ワールドワイドウェブ))。世界中どこにいても、コンピュータなどによって情報を得られるシステムのこと。
	AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略。 日本語では「人工知能」と訳される。明確な定義はなく、大まかには知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムをつくる科学と技術とされる。
	SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service の略。 登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)
	SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals の略。
	NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization 又は Non-For-Profit Organization の略。 利益を追求しない社会貢献団体のこと。
	か行	監理団体
キャリア		一般に、「経歴」「経験」「発展」、さらには「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性又は継続性を持った概念とされる。(厚生労働省ホームページから)
キャリア観		仕事や人生の中で、自分自身がこうなりたいと思い描く姿のこと。
キャリア教育		一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育のこと。(今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成 23(2011)年1月 31 日付け中央教育審議会答申)から)
救急ボイストラ		VoiceTraをベースに、消防庁消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構が救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリのこと。(消防庁ホームページから)
協働		本市では廿日市市協働によるまちづくり基本条例において、「市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自立性を尊重して、共通する目的に対し協力すること」と定義している。
居住支援法人		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19(2007)年法律第 112 号)に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの。(国土交通省ホームページから)

	用語	解説
か行	グローバル (Global)	「国境を越えて地球全体に関わるさま」を表し、「世界的規模の」という意味で使われる。(三省堂「WORD WISE WEB」から)
	グローバル化 (Globalization)	ものや通貨の交換、文化や情報の交流が地球規模で広がりを持つこと。世界標準化、世界一体化。
	コンシェルジュ	公共施設や百貨店などで、客の希望に応じてさまざまな提案や手配などをする係。(小学館「デジタル大辞泉」から)
	コンテンツ	「内容」や「中身」を表す言葉。インターネットでは、ホームページ上の情報をコンテンツと呼んでいる。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)
さ行	JETプログラム (ジェットプログラム)	The Japan Exchange and Teaching Programme の略。語学指導等を行う外国青年招致事業。地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般社団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力のもとに実施している。(自治体国際化協会ホームページから)
	指定都市	地方自治法(昭和22(1947)年法律第67号)で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと。(指定都市市長会ホームページから)
	新型コロナウイルス感染症	令和元(2019)年12月に世界で初めて確認された新種のコロナウイルス(人や動物の間で広く感染を引き起こすウイルスで、感染すると主に発熱やせきなどの呼吸器症状が見られる。)によって引き起こされる感染症のこと。
	シンハラ語	スリランカの公用語の1つで、主に南部で話されている言語。
	スマートフォン	従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報機器。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)
	Society5.0 (ソサエティー5.0)	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(平成28(2016)年1月)において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱される。(内閣府ホームページから)
た行	タガログ語	フィリピンの公用語の1つのフィリピン語のことで、日本では一般的にタガログ語と呼ばれることが多い。
	多言語	2つ以上の言語が並存すること。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(地域における多文化共生推進プランについて(平成18(2006)年3月27日付け総行国第79号総務省自治行政局国際室長通知)から)
	中国残留邦人	昭和20(1945)年当時、中国の東北地方(旧満州地区)には、開拓団など多くの日本人が居住していたが、同年8月9日のソ連軍の対日参戦により戦闘に巻き込まれ、避難中の飢餓、疾病等により多くの方が犠牲となった中、肉親と離別して孤児となり、中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることになったりした方々のこと。(厚生労働省ホームページから)
	ティームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。
な行	南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大地震。(気象庁ホームページから)
は行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。(国土地理院ホームページから)
	パブリックコメント	公的な機関が基本的な計画や例規などの制定又は改定に当たり、その趣旨や内容などを広く公表し、それに対して一般から寄せられた意見について、原案に反映させるかどうか検討し、当該意見に対する考え方を公表する制度。
	PDCAサイクル (ピーディーシーエーサイクル)	「Plan(計画)→Do(実践)→Check(検証)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の1つ。

	用語	解説
は行	フードバンク	安全に食べられるにもかかわらず包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。(全国フードバンク推進協議会ホームページから)
	VoiceTra (ボイストラ)	国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が開発した、スマートフォン向け多言語音声翻訳アプリ。個人の旅行者の試用を想定して作られた研究用アプリで、話し掛けると外国語に翻訳される。
	ホームステイ	現地の一般家庭に寄宿し、その家族と一緒に暮らす滞在方法のこと。又はその制度のこと。
ま行	MICE (マイス)	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。(独立行政法人国際観光振興機構ホームページから)
	マスタートン	ニュージーランド北島の南部、首都ウェリントンの北東にあるワイララパ地域に位置する都市。人口は約2.6万人(令和2(2020)年)。牧羊、酪農が盛ん。ワイン産地としても有名。姉妹都市交流は、本市に本社を置く企業が、マスタートンに工場を建てたことがきっかけ。
	モン・サン＝ミッシェル	フランス西海岸、サンマロ湾に浮かぶ小島及びその上にそびえる修道院。観光友好都市交流は、本市の宮島とモン・サン＝ミッシェルが、どちらも海に浮かぶ世界遺産で、信仰の聖地として1000年以上の歴史があり、国を代表する観光地であることによる。
や行	やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、外国人などすべての人にわかりやすい日本語のこと。災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが始まりで、現在は、平時における外国人への情報提供手段としても広がっている。 例)「土足厳禁」→「靴を ^{くつ} ぬいでください」
ら行	LAN (ラン)	Local Area Network の略。 同じ建物内などの比較的近い距離でコンピュータを接続するネットワークのこと。 (総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)
	リーマン・ショック	平成20(2008)年9月にアメリカの投資銀行大手「リーマン・ブラザーズ」が経営破綻し、これを契機に発生した世界的な金融・経済危機のこと。
わ行	Wi-Fi (ワイ・ファイ)	無線LANの普及促進を行うWi-Fi Alliance(ワイ・ファイ・アライアンス)から相互接続性などの認証を受けた機器のことで、現在はWi-Fi認証を得た製品が増えたことから、無線LAN全般を「Wi-Fi」と呼ぶことが多くなっている。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」から)

廿日市市国際化・多文化共生推進プラン

発行年月：令和5（2023）年3月

発行：廿日市市

編集：廿日市市 地域振興部 国際交流・多文化共生室